

9月8日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|------|----------|------|-----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 9番議員 | 朝 倉 国勝 君 |
| 2 " | 大 森 茂彦 君 | 10 " | 滝 沢 幸映 君 |
| 3 " | 山 城 峻一 君 | 11 " | 吉 川 まゆみ 君 |
| 4 " | 祢 津 明子 君 | 12 " | 西 沢 悦子 君 |
| 6 " | 大日向 進也 君 | 13 " | 塩野入 猛 君 |
| 7 " | 玉 川 清史 君 | 14 " | 中 嶋 登 君 |
| 8 " | 栗 田 隆 君 | | |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 大 井 裕 君 |
| 総 務 課 長 | 臼 井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 伊 達 博巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹 内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 堀 内 弘達 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長 崎 麻子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 鳴 海 聡子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | 宮 嶋 和博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長 | 竹 内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 細 田 美香 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ども 支 援 室 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 農業振興についてほか | 栗 田 隆 議員 |
| (2) 産前産後の支援についてほか | 吉 川 まゆみ 議員 |
| (3) 農業の活性化に向けた施策について | 朝 倉 国 勝 議員 |
| (4) コロナ感染症への対策についてほか | 玉 川 清 史 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 最初に、8番 栗田 隆君の質問を許します。

8番（栗田君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず、今朝ですね、8時5分の時点でですね、対ドルとの円のレートが144円58銭、140円を超えたのは24年ぶりということになるそうです。24年ぶりということは、1998年というのは、ちょうどアジア通貨危機とかいろいろあった年なんですけれども、一番大きいのは、その前の年、1997年の橋本政権下での消費税が3%から5%に引き上げられた。そして、その年1年間で日本の自殺者は、5千人ぼんと増えて3万人を超えました。3万人を超えるということはどういうことかということ、1日100人ずつ自殺していく計算になるわけですね。

それ以来、1997年、1998年以來ずっと円高で、民主党政権のときには80円まで上がる。それでですね、日本の経済がどういうふうになったか、ちょっと見てみたら国連の統計で1995年から2017年にかけての国連の統計を見ますと、1995年を100とすると2017年までどのような成長、GDPの成長率があったかということで、世界平均は158という数字になっています。

日本がもしその158、1.5倍あるいは1.6倍になっていけば、今、日本のGDPは700兆を超えるわけなんですけれども、全くその気配もない。この平成の24年間、25年間、全部で30年ですけれどもね、1990年にバブルが崩壊してから、それでも何とか

1997年まではもったけれども、そこからはずっと停滞している。国連の統計では、世界平均は先ほど言いました158、日本ともう1か国、リビアという国、この2か国だけがマイナスになっている。100を切っているわけですね。

そうすると、どういうことになるかという、日本人の賃金は全く上がらない。これから私が問題にしたいのは農業の問題ですけれども、農業者についても全く賃金は上がっていない。最低賃金が800円、900円あたりでやらざるを得ない。それで農業のほうはどんどん疲弊して、自給率としては37%、38%あたりを行ったり来たりしていると。そういうことですよ。

だけれども、ようやく24年たって140円まで何とか来たと。平成から令和に変わるところで、私はすごい大転換がある。ここまで円安になればですね、もう海外に出かけていって安い労働力を使って、国内生産をやめて。だから、国内の工業生産なんかは、空洞化してさんざん言われましたよね。それがどんどんこれから国内に戻ってくる。それから、もうEUを見ても、グローバリゼーションというものがほぼ行き詰まってしまった。全てはそうなるかどうかといえば、日本の場合、皆さんは円安も要因の一つとして、インフレになってしまっているわけですね。インフレーションにどんどん行く。今まではずっとデフレだったわけですから、これからはどんどんインフレになっていく。海外に出ていった企業も日本に戻ってくる。一つは電力の問題があって、とんでもない再生可能エネルギーのような話で、電力がアメリカの3倍、韓国の2倍というような状況で、ちょっと本当に戻れるかどうかは怪しいわけですが、それでも、機は熟してきたんじゃないかと。ようやく四半世紀たって、これから日本でやっていく、日本の中でお金を回していく、そういう時代が来たんだと。これが私の今の認識であります。

したがって、海外からものを買って、それが日本で調達するよりも安いからということで、典型的なのは木材ですが、これももう海外からより国産の木材のほうが安くなってきた。農業も同じだと思うんですね。これからは海外に頼らない、日本での自立した農業、これを目指す地盤が整ったというふうに私は考えております。

そこでですね、坂城町の農業振興についていくつか質問したいということで、これから一般質問の具体的な内容を話していきたいと思っております。

まず、農振地域見直しということがあるわけですが、今一体なぜこういったタイミングで農業振興地域見直しというようなことが起こったのか。その理由とそこまでに至る経緯について質問をする。

次にですね、こういった見直しでは、県や国のような団体はどのような関わりをするのか。

それから、農振地域見直しについてのやり方ですが、手法として、例えば審議会を設置するかタウンミーティングをやるとか、あるいは地域住民、地権者あるいは耕作者、こう

いった方々とどのような形で意思疎通を行っていくのか。

それから、農業振興地域に指定された、今度は地権者、耕作者、それから町は、それを農振に指定した以上、何らかの責務があると思いますが、それについてはどのようになっているのか。

それから、農振の指定と工業立地のバランスをどのように取るか。これは非常に大きな問題だと思うんですね。ただし、坂城町にはものすごいアドバンテージが私はあると思っている。それはですね、坂城町に高速道路のインターチェンジがあるんですね。ですから、我が家から例えば東京のほうに行くとして、府中とかに行くというと、時間はどのくらい考えるかというところ3時間しか考えないですね。はるかに新幹線よりも早く着いちゃう、目的地に行ける。これだけのアドバンテージを持っているということは、工業にはかなり優れた立地があるということで、農振地域見直しというなら、それも含めた農振地域の見直しをやってもらいたいと思うわけですが、その辺をどのように町は考えているか。

それからですね、これは前回も言ったことなんですけれども、農業における従事者がどんどん減っている、高齢化もしている、耕作放棄地もどんどん増えている、こういった課題についてですね、町はどのように考えているのか。その施策はどのようになっているか。それをお聞きしたい。

それから、農業への就業者として、都会からの移住定住促進、それからどんどん増えている空家、これはもう長野県内では20%にまで空家が増え続けている。5件に1件は空家という状態ですので、それをどのように活用して都会等の県外者なんかを呼び込む、そういう対策を農業と一緒に一体的に考えるような方策はないのか。農業従事者の増加策と連携させる施策はどうなっているのか、そういう取組はやっておるのかどうか、これについてお聞きしたいと思います。

商工農林課長（竹内君） 1. 農業振興について、イ. 農業振興地域見直しについてから、順次お答えいたします。

現在の農業振興地域整備計画は、平成10年3月に計画全体の見直しを行い、その後も土地利用の変遷などに伴い、その都度、町農振地域整備促進協議会において、農振農用地からの除外や編入など、計画の部分的な見直しを行ってまいりました。

前回の計画の見直しから長期間が経過し、これまでの間、農業者の高齢化や担い手の不足などにより耕作放棄地の増加が課題となるなど、当町の農業をめぐる情勢は大きく変化をきており、優良な集団的農地を確保・保全し、基盤整備事業等の農業振興施策を計画的に実施するためにも、情勢の変化に対応した計画全体の見直しが必要となっております。

また、農業だけではなく、工業、商業を含む土地利用の情勢も変化をきており、特に、坂城インター線の延伸、また、国道18号バイパスの整備が進められるなど、その周辺における

土地利用が大幅に変化していくことが予想されるところであります。

令和3年には、町の最上位計画である坂城町第6次長期総合計画、また、町全体の土地利用に関する国土利用計画第4次坂城町計画が策定され、さらには、今年度から町の都市計画マスタープランなどの策定が進められております。こうした中で、各計画との整合を図りながら土地利用の在り方を見直し、社会情勢の変化にも対応するべく、今回の見直しに至ったところでございます。

次に、計画の見直しについて、国・県がどう関わるか、また、見直しの手法はどうかとのご質問であります。農業振興地域制度は、農業生産にとって最も基本的な資源である農地の保全とその計画的な土地利用について、国・県・町が一体となって図るものであり、国が策定する農用地等の確保等に関する基本指針に基づき、県が農業振興地域整備基本方針を策定し、この県の基本方針に基づき、町が農業振興地域整備計画を策定するものであります。

農業振興地域整備計画の変更、農用地区域の指定については、県との協議・同意が必要でありますので、見直しの対象とする農用地区域の検討や整備計画素案作成の段階から、県とも事前の協議・調整を重ね、計画の見直しを進めていくこととなります。

見直しの手法、進め方についてであります。まず、町の農業の現状についての調査を行い、計画見直しの基礎となる資料を作成するため、本年7月に農地の利用状況や今後の意向などについて、農業者や農業団体に対するアンケート調査を実施したところであります。

今後は、皆様からいただいた意見を集約した上で、当町の農業振興の目指すべき方向性を定め、計画素案を作成してまいります。

計画素案の作成にあたっては、農振地域整備促進協議会に加え、土地改良区や農業団体などの関係者を含めた協議の場を設置し、また、町全体の土地利用を総合的に考慮する必要があるため、役場内の関係各課とも協議を重ねながら進めてまいります。

作成された計画素案については、住民説明会や町ホームページにおける公表などを通じ、地域住民や地権者、耕作者から広く意見を聴く機会を設けたいと考えております。

次に、農振に指定された地権者、耕作者及び町の責務はとの質問であります。町といたしましては、今後、農用地として利用すべきものとして設定した農用地区域につきましては、基盤整備事業等の農業振興施策を計画的・集団的に実施し、生産性の高い優良農地として維持をしていく必要があると考えております。

また、地権者や耕作者においては、農振農用地に指定された農地について特別な責務を負うことはございませんが、優良な農地を維持していくためには、町だけではなく地権者や耕作者の皆さんと連携して基盤整備等を推進していく必要がありますので、良好な営農環境を備えた集団的農地の確保に向けて、皆様のご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

続いて、農振指定と工業立地のバランスをどのように取るかとの質問であります。農業は、

生産基盤である農地の確保・保全が重要であり、今後長期にわたって農業上の利用をするべき区域については農振農用地区域として定め、優良な集团的農地として維持していく必要があります。

一方で、工業につきましても、当町は工業を基幹産業とするものづくりのまちとして経済発展をしてきており、今後も整備が進む国道18号バイパスや坂城インター線の周辺において、工業・商業に係る土地の需要が増加することが見込まれると考えており、他の土地利用との調整を図りながら、工業集積を促進していく必要があると考えているところであります。

土地利用に関しての上位計画である国土利用計画第4次坂城町計画や、今年度より策定を進めている坂城町都市計画マスタープラン、関連する各種計画との整合を図り、関係者の意見も聞く中で、各産業やその他における土地利用について、需要を踏まえ、農業振興地域整備計画の見直し作業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、ロ．農業従事者確保への施策についてお答えいたします。

令和2年の農林業センサスによりますと、町内の農業経営体数は253経営体とされ、5年前の平成27年から17.1%低下しており、農業従事者の階層別年齢では70歳代が最も多く34.4%を占めている状況であります。

また、農業経営体の減少や農業従事者の高齢化に伴い、土地条件の良好な地域でも荒廃農地が散見されるなど、地域農業の生産基盤へ与える影響が懸念されるところであります。

一方、農業所得では、収益性の高いブドウ生産の影響もあり、所得階層が上方へ推移していることから、収益性が見込まれるブドウ栽培への新規就農者が増加している状況であります。

ただし、高齢化による離農や廃業数を上回るほどの新規就農者の確保には至っておらず、今後ともU I Jターンや定年帰農など、多様な農業の担い手を確保・育成していくことが課題となっております。

こうした課題に対する取組として、町では、新規就農者を確保するため、県で実施している長野地域就農相談会や、市町村・J A合同就農相談会へ参加しており、町外や県外の在住者に対して、当町での就農について働きかけを行っているほか、町窓口における就農相談を随時行っており、県の就農コーディネーターや長野農業農村支援センターと連携しながら、各種補助制度についてのご案内とともに、農地や住居の確保、農業技術や経営方法を習得するための研修と受入先のあっせんなどを行っております。

また、就農する上で、生産基盤となる農地の確保にあたっては、農業委員会の農地バンクや農地中間管理事業に申出のあった農地をあっせんしているほか、荒廃農地を活用して農地再生や土壌改良を実施する場合の経費の一部を助成する荒廃農地等再生利用補助事業をご案内する中で、農地の確保を促進しております。

そして、リタイアや廃業する農家の経営資産をそのまま継承して、経営発展につなげる取組

に対して、最大100万円が交付される経営継承・発展等支援交付金や、49歳以下の独立自営を目指す方には、年額150万円を最長3年間交付する農業次世代人材投資事業などをご案内し、円滑な就農とその後の早期営農確立を支援しているところであります。

次に、移住・定住促進策や空家対策等を農業従事者増加策と連携させる取組についてのご質問ですが、町外や県外在住者の就農にあたっては、農地の確保や技術指導などの就農条件と補助金などの制度面、作付可能品目の多様性のほか、町内の生活環境などを含めて納得した上で、移住定住をしていただくこととなります。

また、就農目的も、セカンドライフとして田舎暮らしの傍ら農業を楽しみたいのか、あるいは生計を立てるための農業経営を目指すのかなど、就農希望者によって千差万別であり、そのための手段や経験の有無などに応じて、個別に対応していく必要があります。

そのため、町では役場内の関係各課が連携し、情報を共有する中で、移住・定住を考えている方に就農希望があれば、商工農林課において直接就農相談に応じ、円滑な就農についての指導・助言を行っているほか、併せて子育てパンフレットによる説明や空き家バンクの情報提供なども行っております。

また、就農希望者の生活拠点となる住居につきましては、空き家バンクの賃貸物件による選定に加え、町単独の助成制度で、就農から5年間について、住居に係る賃借料を月額で上限3万円を助成する新規就農者支援事業のご案内をしているほか、就農体験を実施したい方には、移住体験ハウスに宿泊しながら果樹の栽培体験ができるアグリサポート事業の受入れも行っております。

そのほかにも、県が実施している1泊2日の就農体験コースや新規就農里親前基礎研修なども活用し、就農希望者のレベルに合った体験や研修を県とともに行っており、それぞれのスタイルに合わせて、農業のスキルアップが図れるよう指導を行っているところであります。

農業の構成要素として、農地、技術、資金、経営感覚がなければ営農がなかなか難しいところではありますが、それら課題をクリアして実現可能な農業経営を目指していけるよう、町といたしましては、県をはじめ関係機関とともに、移住・定住者を含めた多様な農業者の確保・育成が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

8番（栗田君） 今、いろいろお聞きした中で、一つちょっと気になったのが、せっかく農業振興地域ですとそこを指定して、指定されたからといって、地権者それから耕作者、一番は地権者だと思うんですけども、そういう方々がそんなことを言われたって私はやる気はないというようなことになって、そのまんま荒廃農地という形、耕作放棄地、いろいろな言い方があちこちの制度で違うので、それは要するに農地を荒廃させてしまうと。

そうするとですね、一体、農業振興地域ですと指定したということが何の意味があるのか。そうなってくると、今のお話ですと、地権者、耕作者、そして町が連携して何とかやっ

くって言われるわけですがけれども、町のほうがちょっとこれはどうでしょうかと、ちょっとまずくありませんかというようなタイプの指導になるのか、連携してやっていくということの中に、町としては、ここは農業振興地域だ、ちゃんと農業をやってほしい、それについて何らかの指導とか、そういったタイプの働きかけはあるのかないのか、それをお聞きします。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。先ほども申し上げましたけれども、特段的には縛りというものはありませんので、農業振興地域指定にあたっては、その地域において例えば基盤整備を行うとか、そういったところの補助制度が使えるとかそういったメリットがございます。

そういった中で、農業者の方が例えば高齢で耕作ができなくなった、そういった場合については、農地中間管理機構ですとか、そういったところを介して農地のあっせん、要は貸し借りのあっせんをしたりとか、そういったふうに取り組を進めてまいります。

あわせて、実際に荒れている土地が出た場合については、地権者、耕作者の方に管理をしてくださいということで、現在もそうなんですけれども、指導を行っているところでございます。

8番（栗田君） 今、言われたように、何らかの形での指導を行っていくというお話が聞けましたので、それが農業振興地域に指定した町の責務というふうに考えてもいいのかなと。わかりました。

私は、どんどん若い人がもうかる農業ということで、農業に参加してくれればいいわけですがけれども、もうかる農業って言いますけれども、時給がもう800円、900円のレベルで、私は標準賃金の会議にも出させていただいたわけですがけれども、もう800円、900円で、それを雇う人のほうはもういっぱいいっぱい、本当にそんな値段で雇ったら、全然自分のほうが身動き取れなくなっちゃみたいで、非常に安く農業が買いたたかれているという感じがするわけですよ。お米にしても非常に安い値段になってしまった。そこを何とかしていくのは、それは国の責務だろうと思うわけですよ。

フランスの場合なんかは小麦が主食ですから、その生産者については、所得の235%が補助金率としてあるわけで、もうほとんど公務員並みですよ。私は国家レベルではそういうことを期待して、米とか小麦とか大豆とか。そういう形で国がしっかり財政出動していけばいいと思うんですが、国のほうはあんまりそういう気がなさそうです。

ちょうど30分になりましたので、次の教育についてに行きたいと思えます。

OECDでPISA（ピサ）という、これはアセスメントのAなんですけれども、学生、これは15歳だと思いましたがけれども、15歳の学生がどのような能力を持っているかというものの調査がありましてですね、日本の場合は、前回調査で読解力については8位だったのが、今回、一番最新ので15位と非常に大きく下がっているわけですよ。

読解力の低下、これはもう皆さんも子どもあるいは周りの児童生徒を見ていると、やはり昔

よりはちょっと下がっているかなという感覚はお持ちだと思うんですね。それについて、町の教育関係についてどのような見解をお持ちか。

それとですね、次に、児童生徒の英語能力の向上のためにALTの配置などがなされて、かなり多額の予算が充てられている。1千万円を超える額なわけですがけれども、その成果に関して、何らかのちゃんとした評価が行われているのか。どのようになされているか。

それと、GIGAスクール構想ということですね、これは非常に英語なんか使いやすい、1人に1台の端末ということですから、日常的に英語をもし勉強しようと思えば、かなりできる、使える道具だと思います。そういうことについて、それが児童生徒の英語能力の向上にどのように図られているのか、これについてお聞きいたします。

教育長（清水君） ただいまの2. 教育についてのうち、イ. 「読解力」向上にむけてから順次お答えいたします。

OECD（経済協力開発機構）のPISA（学習到達度調査）は、義務教育終了段階の15歳児を対象に、平成12年から3年ごとに、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野で実施されております。平成30年の調査は読解力が中心分野でございまして、問題はウェブサイトなどコンピューター上の文章を読んで解答する方式で、日本は79参加国・地域のうち15位の結果でした。

私たちは、読解力と聞きますと、国語の文章を読んで意味を理解し解釈すると思いがちですが、国語の学習指導要領には読解という言葉はなく、読むこととなっております。国際的には、「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力」、これに取り組むことが読解力の定義になっており、平成30年の調査においては、ある大学教授のブログから情報を探し出し、冷静な目で考えながら読み進め、コンピューターで解答するというものでした。

したがって、国語の物語の文章の読み取りだけでなく、写真や図、表も含め、それは本文のどこに関連しているか、確かなものであるかなどを捉えたり、求められていることにどう答えることがふさわしいかと考える力が必要でございます。

国立教育政策研究所におきましては、読解力の問題で、「日本の生徒の正答率が比較的低かった問題には、テキストから情報を探し出す問題や、テキストの質と信ぴょう性を評価する問題などがあつた。読解力の自由記述形式の問題において、自分の考えを他者に伝わるように根拠を示して説明することに、引き続き、課題がある。」などと分析しております。

私の考えといたしましては、NRT学力検査結果についての国語科の先生方の分析に、初見の文章を読むことに時間を取られてしまい、問題の意味を捉えて解くところまでたどり着いていないことがうかがえる。文章の中の重要な語や文を考えたり、時間的な順序や理由を表す言葉に気をつけて読んだりする活動に重点を置きたいなどと書かれていることや、全国学力・学

習状況調査の結果において、全国的に読書時間の減少や新聞を読まない子どもが多いことから、日本では、コンピューターの扱いに慣れていなかったということだけでなく、教科書以外の幅広い分野の文章を読むことや語彙力、文の構成を理解したり文と文の関係を捉えたりすること、様々な文章に対しての自分の考えを表現する機会などの不足が影響しているのではないかと思っております。

PISAの結果を踏まえ、PISA型の読解力を高めるために、当町におきましても小学校低学年からの語彙指導、読書指導、自分の考えを表現する指導の充実とともに、GIGAスクール構想の推進の中で情報活用能力を高めていきたいと考えております。

次に、ロ. 英語能力についてお答えいたします。

文部科学省では、義務教育におきまして、グローバル化に対応した新たな英語教育の方針を打ち出し、令和2年に小学校で全面実施される新学習指導要領の中に、中学年において年間35時間の英語活動を、高学年において年間70時間の英語を位置づけました。また、令和3年度には、中学においても新学習指導要領が実施され、書く、読む、聞く、話すといった項目の中で、自分で考えて話す力がより求められるようになりました。

坂城町では、英語教育コーディネーターとネイティブの英語を話す3名のALT（外国語指導助手）を配置し、移行期間の平成30年から小学校中高学年で新学習指導要領を先行的に実施してきました。また独自の取組として、小学校低学年でモジュール型、短い時間の単位で取り組む学習形態ではありますが、この英語活動を実施し、繰り返し英語になれ親しんでおります。

ALTの助手としての担当時間は、小学校1学年から5学年までは週に1時間、6学年は週2時間、中学校1学年から3学年までは週1時間となっております。ALTは、耳から英語を聞かせ、自然な表現になれ親しませたり、コミュニケーションの相手となって英語が使えたという体験や、達成感を感じさせる支援や異文化理解の部分を担当しています。

小学校3学年以上のALTが加わった授業では、チームティーチングを行い、教職員とALTがコミュニケーションをする姿や、わからないことを聞き返したりする姿を見せて、英語学習のモデルになり、間違いを恐れずに英語を使ってみようとする意欲を引き起こす工夫もしております。小学校1、2学年では、ALTが中心に授業を進め、英語に親しむことを大切にしております。

ALT配置の成果に関する評価でございますが、小学校では、子どもたちができたという喜びを実感し、英語の動機づけにすることが狙いとなっている、小学生用の英語の検定を12月から1月頃実施しております。これは、ブロンズ、シルバー、ゴールドの三つのグレードが用意されており、語句、会話、文章、文字の分野に関わるリスニングだけの問題で、それぞれ合否ではなく正答率で成績が表示されます。80%以上正解であれば、そのグレードに相当する英語力が身につけているとみなし、次のグレードへと進みます。この2年間、どのグレードも

平均が8割を超える良好な成績となっております。

中学校の場合は、令和元年度から3年度の英語のNRT標準検査において、聞くことについては、おおむねよい結果となっておりますが、話すことについては、年度によってのばらつきがございました。

保育園では、ALTが絵カードや写真を示したりしながらもの名前や色、状態を表す英語の言葉などを通し、園児と楽しむことを大切にして活動を進めております。

これらの小中学校の結果や保育園の様子から、ALT配置の効果は大きいと考えております。

GIGAスクール構想において、昨年度は1年目として端末の使い方に慣れることが主でしたが、今年度は教科指導において、どう活用すると学習の狙いに効果があるか、研究が進められております。

英語におきましても、1学期には単語の発音や意味を端末で確認する、インターネットで調べた世界の国々から自分が行きたい国とそこでできることを、I want to go to 何々とWe can 何々の表現を使って友達に紹介する、端末を使って英語で話した友達の考えを見合うなど、個別の学習を深めたり、子ども同士が考えを共有したりなどの活用の実践が紹介されておりました。

端末に組み込まれたアプリも加えますと、今後さらに英語能力向上のための研究は深まっていくと期待しておりますし、深めていかななくてはいけないと考えております。

8番（栗田君） 今、教育長のほうからALTの配置、それからそこでの教育の成果、それは結構なものがあると。私もこの前、総合戦略会議というものに出まして、その中の達成度の中で、生徒の児童英検でおおむね80%を超えているので、坂城町がやっている英語の授業は、達成度としてはAランクだと。そのとき私、ちょっと皮肉な意味じゃないですが、それ生徒の努力じゃございませんみたいなことを言っちゃって、ちょっとひんしゅくを買ったわけですけども。そういう意味では結構な成果を上げているということで、また、これからの推移を見ていきたいと、そういうふうに思います。

それから、これは英語力の問題ですけども、読解力については、読解力というのは例えば単語をよく知っている、語彙が豊富だとか文法の構造がよくわかっているとか、そういう基礎の上に世界史の知識とか科学的な知識とか、そういうものがなければ、この読解力というのは全く伸びていかないものだと私はずっと感じておりました。したがって、ただ英語に関しての読解力、国語の読解力ということで、語彙、文法プラスその人が持つバックグラウンド、そのバックグラウンドというのは、家の中で形成され、地域で形成され、学校で形成されるものだと思いますけれども、そういうところが非常に豊富な子どもというのは、非常に読む能力も高いというふうに思いますので、これからも学校、それから地域、それから家庭の中で子どもの読解力、読む力、人の心を理解する、そういう教育を続けていっていただきたいと

思います。

それでは、最後になりますけれども、寄付募集に関する条例についての問題に行きたいと思
います。

まず、寄付募集に関する条例というのは、坂城町がこの寄附をしてもよろしいと、寄附募集
に関して坂城町が許可証を出すというタイプの条例なわけですが、これはもともととは
きっと不当な寄附の強要なんかを防ぐ目的でつくられたものであると思います。

しかしですね、今現在見てみると、申請により町の許可証が発行され、そしてその行為が公
的な立場にある町のお墨つきを与えたものと捉えられる。それで、もし万が一、その寄附に応
じた人が損害を受けたような場合には、ちゃんと町がお墨つきをつけたじゃんかというよう
な形で言われた場合、かなり困るんじゃないかと、現在はですね。

私は千曲市のほうで担当者の方から聞いたんですが、もう時代がこういう時代ですから、も
う時代にそぐわないからやめるんだみたいなことで、千曲市は今年の7月1日からやめていま
す。諏訪市あるいは大町市などでも既に廃止がされています。

これについて、町のほうはどのような見解をお持ちか、それをお聞きしたいと思います。

町長（山村君） ただいま栗田議員さんから、3番目の質問として寄付募集に関する条例につ
いてのご質問がありました。今日も数多くご質問がありましたので、私の番まで回ってこないか
なと心配しておりましたけれども、適切な時間管理をさせていただきましてありがとうございます。
す。

栗田議員さんの寄付募集に関する条例についての質問にお答えいたします。今もいろいろお
話ありましたが、町では、町内において実施される金銭物品等の寄附行為に対し、募資金品の
経理の公正を図り、健全な募金が行われることを目的として、昭和58年に金銭物品等の寄付
募集に関する条例を制定いたしましたところであります。

この条例に基づきまして、町内で寄附募集を実施する場合は、事前に町に申請書を提出した
上で、あらかじめ許可を受けることとしているところであります。寄附募集を行うにあたって
は、許可証の携帯や寄附の強要の禁止、寄附金の目的外使用の禁止などを了承した上で申請し
ていただくこととしており、終了後には収支等の報告書類を提出いただいているところであり
ます。

この条例が制定された背景といたしましては、制定当時に行われていた寄附募集の一部にお
いて、強制的な割当てや寄附の強要など、その方法の不健全さや不明瞭な経理に係るトラブル
が多く発生し、当町に限らず全国的な問題となっていたところであり、こうした状況も踏まえ
る中で、自治体が実情を把握し、寄附行為の公明性の確保を目的として、当町をはじめ多くの
自治体が条例を制定したものと認識するところであります。

廃止を含めた見直しをというご質問でございますが、条例制定から約40年が経過する中で、

昨今は社会情勢の変化に伴うクラウドファンディングの普及やキャッシュレス寄附などの新たな寄附募集形態も出てきており、画一的に許可制とすることが実情に即さない状況も出てきております。

また、県の迷惑行為等防止条例におきまして、寄附の強要等に係る行為の禁止が明示され、罰則の対象とされていることもあり、市町村における条例の存在意義が薄れている状況も出てきており、実際に条例を廃止する市町村も出てきております。

こうした状況を踏まえる中で、今後、県内の市町村の動向も参考にいたしますが、廃止を含めた見直しについて研究してまいりたいと考えているところであります。

8番（栗田君） 今の話で、やはりそろそろもう時代には合わなくなっているということで、当町も廃止を含めてどのようにしていくか、これから検討していくということでした。

一番私が今関心を持っているのは、日本人がこれからどのように自立して、海外に頼らずに食料、それからエネルギーを自給し、国内での生産を活発化し、空洞化した産業構造、これはなぜ空洞化したかということ、先ほども言いましたように、20年、30年にわたる日本のデフレと、デフレのコインの裏側には何があるかということ円高がある。その円高がここに来て非常に是正されてきたと。また、世界の流れがそうになっておりますので、利上げをしますみたいな。どうもその世界の流れというのが随分大きく物を言うわけですけども、そういったとんでもない間違いを二度と犯さないように、いろいろ政府のやり方などを見て注目していきたいと考えております。

それでは、私の一般質問はこれにて終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時52分～再開 午前10時02分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、11番 吉川まゆみさんの質問を許します。

11番（吉川さん） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

1. 産前産後の支援について
- イ. 産後ケア事業について

高齢出産で初産だが、家族に頼れない。夫は物流の仕事で忙しく、在宅勤務もできない。両親も高齢で里帰り出産は諦めましたと、妊娠9か月の41歳の女性の声が目に留まりました。

読売新聞が昨年11月から12月、109の自治体を実施した調査では、孤立や貧困などで支援が必要と自治体が判断をした妊婦は5万6,725人で、7人に1人の割合に上ったと報告しております。

このように、核家族や共働き世帯の増加などによりまして、育児を家族だけで乗り切ること

は難しくなってきました。このような背景から、国は2017年に子育て世代包括支援センターの設置を各市町村の努力義務とし、フィンランドのネウボラのような妊娠初期から子育て期までの切れ目のない支援の実現が目指されております。

そして、2019年からは産後ケア事業の実施も市町村の努力義務と規定されるようになりました。この事業は、出産後の母子への心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる環境を整えるため、この制度を導入。当町におきましても令和元年、2019年4月、新事業として始めていただきました。

そこで、開始から丸3年が経過をいたしましたので、現在までの町の取組状況や課題などについてお聞きいたします。

まず1点目として、当町では短期入所型と居宅訪問型を実施しております。そこでまず最初に、この事業の取組状況と現在までの利用状況について、そしてまた利用者の声はどうか。その点と、実施してくる中での課題についてお聞きいたします。

2点目として、過去3年間の初産の方の比率はどのようになっているのでしょうか。また、低体重児で生まれた割合はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。人数の状況についてもお聞きいたします。

ロとして産前産後ヘルパー派遣事業について。

国は2024年度から子育て家事支援制度の実施を目指すと明らかにいたしました。新型コロナウイルス下による親子の孤立やストレスに拍車をかけ、近年は虐待も増えていることから、政府は新たな制度で親の負担軽減を図りたい考えです。この制度の主な対象家庭は、ひとり親や低所得などの困難を抱える場合を想定しております。

さて、妊産婦についても若年出産や多胎児出産、また里帰りができないケースなど、このように頼れる人がいない場合が増え、支援が必要ではないかと考えます。

さて、国では平成16年度から養育支援訪問事業を開始いたしました。そして平成21年度からは、生後4か月に乳児家庭全戸訪問事業により把握をした、訪問による養育支援が必要である家庭を対象に養育に関する相談、指導、助言、その他必要な支援を行うことといたしました。私はこの事業は大変ありがたい事業だと思います。なぜなら、様々な家庭状況があり、出産の状況も違ってきます。不安を安心に変える支援でございます。

そこで、まず当町で現行行っている養育支援訪問事業の状況について、その対応と主な内容についてお聞きいたします。

これで1回目の質問を終わります。

保健センター所長（竹内さん） 1. 産前産後の支援について、イ. 産後ケア事業についてお答えいたします。

産後ケア事業は、出産後1年を経過しない母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を

行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもので、町では令和元年度から実施しております。

内容としましては、心身の状態に応じた保健指導や療養に伴う世話、育児に関する指導もしくは相談その他の援助を受けるもので、医療機関に宿泊して看護師等によりケアを受ける短期入所型、助産師等が産婦の自宅を訪問する居宅訪問型、産婦が助産師等のいる施設に出向く通所型の三つの形態がございます。

町では、このうち、短期入所型と居宅訪問型を実施しており、利用は短期入所型は原則7日間以内、居宅訪問型は5回以内としております。

令和元年度からの利用状況を申し上げますと、まず短期入所型につきまして、令和元年度が4人で合計6日、2年度が2人で合計11日、3年度が5人で合計9日でございます。次に居宅訪問型ですが、令和元年度が2人で合計8回、2年度が1人で合計5回、3年度が5人で合計25回でございます。なお、今年度につきましては、現在のところ利用はありません。

産後ケア事業を利用された方からは、赤ちゃんの世話がうまくできなくて悩んでいたが、助産師さんに教えてもらえてとてもよかった、1人で不安なときに利用できたのでストレスが軽減できたといった声をいただいております。

また、実施の上での課題につきましては、町が委託をしている施設が、短期入所型が3医療機関、居宅訪問型が1事業者であるため、選択肢を多くして利便性を図るため、委託先を増やすことを検討していきたいと考えているほか、先ほどの利用状況でも申し上げましたが、利用がそれほど多くないことから、産後ケア事業についてより一層の周知が必要であると考えているところであります。

続きまして、過去3年間の初めての出産の方の比率でございますが、令和元年度が45.3%、2年度41.4%、3年度42.6%であり、半数弱の方が初めての出産という状況でございます。

また、過去3年間の低出生体重児の実数と割合についてですが、低出生体重児の定義は2,500グラム未満で生まれたお子さんとされており、令和元年度が6人で9.8%、2年度が12人で17.1%、3年度が5人で8.2%という状況でございます。

子ども支援室長（細田さん） 私からは、口の産前産後ヘルパー派遣事業についてのご質問にお答えいたします。

初めに、国において児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、一部を除き令和6年4月1日を施行日とする児童福祉法及び母子保健法等の一部改正がされましたので、その概要について、町の子育て支援に関わる部分を中心にご説明いたします。

町においては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、母子保健法及び子ども・子育て支援法の規定に基づく子育て世代包括支援センター（母子保健法での母子

健康包括支援センター) 事業を、保健センターと子育て支援センターにおいて情報等の連携を図る中で実施し、妊娠・出産・産後・子育ての期間を通じて、妊産婦等の支援に必要な情報を継続的に把握しながら、妊娠から子育てに関する相談、情報の提供、助言及び保健指導等を行っております。

また、子どもの虐待対応につきましては、子育て支援センターを中心に保育園、小中学校、保健センター等の町関係機関のほか、児童相談所及び警察署等と連携を図りながら対応しているところでございます。

今回の法改正におきましては、近年の虐待相談対応件数の増加を踏まえ、妊娠期から子育て期までの支援を行っている子育て世代包括支援センターと、当町においては子育て支援センターが担っている虐待対応部署が把握している情報を共有することで虐待の発生を未然に防ぎ、併せて妊産婦・子育て世帯・子どもへの包括的な相談支援体制を整えることを目的として、各市町村において、二つの機能を併せた子ども家庭センターの設置に努めることとされました。

また、子育て家庭への支援事業として、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、支援が必要な子育て世帯を対象とした訪問による家事支援など、新たな事業が創設されたほか、既存の事業についても内容等が拡充され、多様な家庭環境等に対応するための支援体制の充実及び強化が図られるなど、ご質問にもありましたが、国においては支援を厚くしていく方針を示しております。

町の対応といたしましては、新たに市町村の努力義務とされた子ども家庭センターの設置については、組織が一体的で情報が確実に共有されていれば、物理的な場所の一本化は求めないとされているものの、今後において設営や運営に係るガイドラインを国において作成予定としているなど、法改正に伴い新たに盛り込まれる事業や変更となるもの等の詳細につきまして、これから示されてくるものと思われますので、これらの情報を注視しながら、体制整備や支援策の検討など準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

ご質問の養育支援訪問事業は、妊娠・出産・子育て期における養育支援が特に必要な家庭を対象に実施している事業でございます。事業の内容といたしましては、妊娠届出時の保健師による面談における妊婦の状態把握や、出生されたお子さん全員を生後4か月までに保健師が訪問し、お子さんの発達を確認するとともに、養育者の悩みや不安等をお聞きし、保健指導等を行う乳児家庭全戸訪問のほか、乳幼児健診や関係機関等からの情報提供などにより、養育支援を特に必要とする家庭を把握し、その子ども及び養育者に対し支援を行うもので、保健センターと子育て支援センターにおいて、令和3年度から実施している子育て世代包括支援センター事業の中に位置づけられております。

具体的には、出産後間もない時期の養育者が、育児ストレス、産後鬱状態、育児ノイローゼ等の問題により、子育てに対し強い不安や孤立感等を抱える家庭や、食事、衣服、生活環境等

について不適切な養育状態にある家庭など、特に支援が必要と認められる家庭などを対象としております。

また、その対応といたしましては、保健師や家庭児童相談員等が家庭を訪問し、保健指導の実施や相談を行い、併せて、必要に応じケース会議等を開催し各関係機関につなげるなど、問題の解決に努めております。

産前・産後の支援にあたっては、支援が必要とされる家庭を妊娠期からの確に把握し、保健センターと子育て支援センターにおいて連携する中で、保健師や家庭児童相談員等が保健指導や子育て等の相談に応じることで、養育者の不安や虐待のリスクの軽減を図っていきたいと考えているところでございます。

11番（吉川さん） ただいまは、保健センター所長、そして子ども支援室長より答弁をいただきました。今、町の状況を伺いました。そんな中で再質問させていただきます。

産後ケア事業、3年がたちましたが、今の利用状況の中で、短期入所型は病院において産後の安定を図るということで、このデータからいきますとお一人約2日くらいのご利用かなって想像しております。

あと、今のお話の中では、4年度はゼロだったということで、今はもう9月に入っておりますが、赤ちゃんは17人誕生したとお聞きしております。そういう中で、今も所長のほうからも周知が今後必要かというお話がありましたが、ぜひその辺はお願いしたいと思えます。

それでは、2点についてお願いします。現在までの利用の中で、短期入所型と、その後併せて訪問型を使った方はいらっしゃるでしょうか。また、もう1点は短期入所型、これは14日間が最高利用できるわけですが、今の状況ですとそんなに期間が長い利用はなかったということですが、大変、初産ということで利用するというよりはやはりリスクがあったと思えます。その後の、利用した後の支援についてはどのようにされてきたでしょうか。

以上、2点についてお願いいたします。

保健センター所長（竹内さん） 再質問にお答えいたします。短期入所型を利用された方で、その後、居宅訪問型を利用された方は、令和元年度に2人、令和3年度に1人おられました。

また、短期入所型を利用された後の支援はとのご質問であります。短期入所型を利用された方だけでなく、全ての産婦に対し、乳幼児健診等の際に保健師、栄養士等による相談や保健指導を行うほか、支援が必要と思われるご家庭に対しましては、随時電話や訪問により相談などに応じ、困っていることはないかなどをお聞きし、場合によっては子育て支援センター等と連携しながら関係機関につなげるなどの支援を行っているところでございます。

11番（吉川さん） 今、所長よりお話をいただきました。令和元年はお二人がその後もご利用された、そして3年がお一人ということで、令和3年は結構、この訪問型をご利用されている方がたくさんいらっしゃいました。5名ということでしたが、それで、一番はそこから支援が

抜け落ちない取組ということで、ぜひその辺は、今やっつけていってほしいというお話でしたが、厚くしていただきたいと思います。

居宅訪問型についてお聞きいたします。町内ではお一人の助産師さんに請け負っていただいているということでございます。この事業は、当初は産後4か月未満の産婦ということでしたが、今年度から12か月未満までということで利用の期間を大幅に拡大をしていただいたとお聞きしました。先ほどの報告では、3年度は5人で25回利用し、令和2年度はお一人だけで5回という回数でありました。初産の方が先ほどの報告でも5割弱毎年度いってほしいということで、かなりリスクがあるかなって私は思います。また、低体重児の出産についても、令和2年度は12名ということで、本当に大変だなと思いました。

その中で、これは希望なんですけれども、12か月まで延長されたことによって、利用する回数は今までと同じ5回ではなく、ぜひ回数をもう少し増やしていただけないかということと、それが1点。

それからもう一つ、ケア事業の中で通所型のデイサービスがございます。当町では今、助産師さんが訪問する事業と宿泊ということで二つ取り組んでいただいておりますが、このデイサービス型は事業所へ自ら赤ちゃんとともに行く事業でございます。この事業を利用されている方のお話をお聞きしましたら、助産師さんのところに行って何か相談をする、お話をすることよりも、乳児を預けてひたすら半日寝続けているというお話を聞きました。ということは、四六時中赤ちゃんと一緒にゆっくり気を休めることがない、そんなときにこのようなデイサービス型の利用があれば、心も体もリフレッシュできると思います。そんな意味で、2点目として、当町でもぜひ通所型の支援も導入できないかお考えをお聞きいたします。

保健センター所長（竹内さん） 再質問にお答えいたします。居宅訪問型の利用回数を増やすことへの考えはあるかのご質問ですが、現在は利用上限を5回としており、利用されている方からは、回数を増やしたいといったご要望はいただいておりますが、今後利用される方の声や近隣の状況等も踏まえ、必要に応じ研究してまいりたいと考えております。

続きまして、産婦が助産師等のいる施設に出向いて保健指導等を受ける通所型の導入への考えにつきましても、こちらにつきましても、今後ニーズ等を踏まえる中で研究してまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ただいまは近隣の状況を見ながら回数についてもというお話でございました。また、通所型については、これから産婦さんのニーズに応じてというお話で、検討というふうに理解をいたしました。

千曲市では、今年度からこのデイサービス型を導入したそうです。通う場所なんですけれども、7か所で、コースは4時間コースと8時間コースがございます。このようにして、自ら行って、赤ちゃんを預けて体を休めてくるという内容でございますが、もちろん引き受けてい

ただ事業所がなければ無理なわけですが、ぜひ当町でも今後の課題として導入に向けて前向きに検討をお願いしたいと思います。

さて、ロの家事支援についてです。先ほど、子ども支援室長より養育支援訪問事業の内容について報告いただきました。当町では、各家庭、ピックアップしたお宅について、子育て支援センターと連携をしながら関係機関につなげていただいているというお話でありました。

先ほども国の事業が、これから令和6年から開始されるというような事業のお話もいただいたわけですが、一つ、今は大変虐待が多いとかストレスをためている産婦さんが多い中で、慣れない土地で昼間赤ちゃんと2人だけ。そして初産ともなれば右も左もわからず、全てが初めてのことです。そんなときに利用できる産前産後ヘルパー派遣事業、これを千曲市、長野市では導入しております。

千曲市におきましては、平成30年度から開始をいたしました。お聞きしますと、市民からの強い要望があったわけではないそうですが、産前産後の切れ目のない支援をということで始めたそうです。利用できる支援は、家事に関することと育児に関することとございます。そして対象者の条件は、妊娠届を提出した妊婦、おなかにいるときも大丈夫です。そして、出産後6か月未満の方。また、多胎児を出産した方は12か月まで利用できる。また、4点目としては、養育訪問事業を受けて、支援が必要と市長が認めた家庭を支援ができるという、この四つの対象者の枠で今やっているそうです。1回のサービスは1時間30分で、1日2回までとなっております。もちろん自己負担もございますが、養育訪問事業を受け市長が認めた方については無料で実施をしております。利用された方からは、大変助かっているという感想もいただいております。

そこで、当町でも先ほども令和6年というお話がありましたが、このような事業を取り入れ、厚くサポートができないか。その点について見解をお聞きしたいと思います。

子ども支援室長（細田さん） 産前産後における家事等の支援の導入につきましての再質問にお答えいたします。日頃の相談等を受ける中で、現時点において早急に家事支援が必要となるケースは見受けられないものの、国の今後の方針等を踏まえまして、産前産後の妊産婦にとってどのような支援があれば安心できるのか、町からはどのようなものが提供できるのか、また、対象者の範囲など、国の動きを考慮しながら研究してまいりたいと考えております。

また、産後の家事支援といたしまして、出産直後において、赤ちゃんと一緒に宿泊し、食事の用意や洗濯などの援助を受けながら育児に専念し心身の回復を図ることができる、上田地域定住自立圏構想事業の一環として、町も参画している事業である上田市子育て支援施設ゆりかごをご利用いただくことができますので、こちらをご活用いただけたらと思います。

11番（吉川さん） ただいまは、今後の国の方針を見ながら、町としてどのような対応ができるか検討していくというお話をいただきました。そして、上田市のゆりかごのお話もありまし

たが、産後すぐはそれで済むと思いますが、3か月、4か月、5か月、少し育児が進んでからご利用したいという方にとっては、新たな事業が必要かと思います。

さて、長野市では国の児童福祉法の改正に合わせて、平成21年度からこにちは赤ちゃん事業等を通じて、養育支援することが特に必要と認められる家庭に対して、育児支援訪問員、ヘルパーを派遣し、育児、家事支援等を行うという養育支援訪問事業を始めました。利用は無料で原則3か月間の利用となっております。現在は二つのNPO法人に委託して行っているのですが、状況をお聞きいたしますと、令和3年度は100世帯が利用し、1,793日の支援をしたそうです。予算づけは660万円だったそうですが、実際には100万オーバーをし、760万円の決算だったそうです。今、ここ二、三年で利用者が急増しているということでした。コロナ禍もあるということだそうですが、このように特にコロナ禍という新たな課題も生まれ、孤立、そして孤独に拍車をかけております。

市と町では大変大きさは違うと思いますが、支援を受ける皆さんの悩みは一緒です。どうか安心して育児を楽しめるよう、どこまでも1人に寄り添う丁寧な支援とさらなる施策の充実を今後期待をしております。

それでは、次の質問に移ります。

2. 命を守る対策について

イ. 災害時のトイレ確保について

9月1日は防災の日、そして町では8月28日、町総合防災訓練をコロナ禍ということで参加者を限定し、坂城中学校で実施いたしました。そこには災害用仮設トイレやワンタッチテント、また、車椅子対応のトイレも展示されておりました。

さて、日頃私たちは当たり前のように水洗トイレを使い、勢いのいい水を流し、整った環境の中でそれが当たり前の生活を送っております。しかし、大きな災害を経験した自治体の多くが、トイレをめぐる様々な困難に直面し、トイレパニックが起きてきたと報告しています。

2016年の熊本地震の避難者を対象に行った調査によりますと、仮設トイレが避難所に最初に設置されたのは発災から3日目だったということです。また、避難生活の初期に最も困ったことはと聞くと、眠れる環境が19.5%、次に多かったのがトイレ、18.3%ということでした。このように自然の生理現象は待ってくれません。

また、中には水分の摂取を控えて、我慢することでエコノミークラス症候群等を引き起こし、災害関連死につながるケースも出てきます。

そこで、今回、防災週間は過ぎましたが、いざという時のために町民の命を守る町のトイレ対策の現状はどうなっているのでしょうか。その状況についてお聞きいたします。

内閣府は2016年、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインを公表し、各自治体に災害時のトイレ確保・管理計画を作成し、その計画を実行性のあるものとするため、地域防

災計画に反映することを呼びかけています。

そこでお聞きいたします。1点目として、国からの指針に従って災害時のトイレ確保管理計画は、地域防災計画にどのように反映されたでしょうか。

そして2点目として、大規模災害を想定しての町の準備状況はどのようになっているでしょうか。その内容と、また想定避難者数に応じたトイレの必要数についての試算状況についてお聞きいたします。

さて、熊本地震では、震度7の前震、本震発生により、市内広域でライフラインに被害が発生し、熊本市内だけで最大避難者は11万人に及びました。各避難所では1週間近く断水が続く状況で、上下水道の応急復旧に尽力する中、迅速にマンホールトイレを設置し、学校関係者やボランティアの方々の協力を得ながら運用することができたそうです。

そこで、3点目として、汚物をそのまま下水道管に投下できるマンホールトイレの整備が全国的に進んできております。当町ではどうでしょうか。実施計画にも上げていただいておりますが、町の整備計画の状況についてお聞きいたします。

ロとして公共施設のトイレについて。

さて、テレビで活躍されている小倉智昭さんが膀胱がんになり手術をいたしました。その後、どうしても尿失禁の症状があり、尿漏れパットが欠かせない状況となりました。使用した尿漏れパットはすぐに重くなります。しかし、男子用トイレに行っても捨てる場所がなくて困ったそうです。それから、彼は同じような方のために自ら発信しようと勇気を出して、まず、よく利用するゴルフ場に頼んで男子用トイレにごみ入れを置いていただいたそうです。

このように、男性のデリケートな悩みゆえ声が届きにくいわけですが、ぜひ当町の公共施設の多目的トイレや男性用トイレにこのサニタリーボックスを設置していただけないか、お考えをお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

町長（山村君） ただいま吉川議員さんから2番目の質問としまして、命を守る対策について、伊の災害時のトイレ確保について、公共施設のトイレについてというご質問をいただきました。

先ほどお話がありましたけれども、先日8月28日に坂城町の坂城中学校で防災訓練を行いました。今日ご質問がありました内容につきましても、その場で何人かの方とお話をしたというふうに記憶しております。

まず、私からは、2の命を守る対策についての伊、災害時のトイレ確保についてのうち、マンホールトイレの整備計画の状況及びロ、公共施設のトイレについて順次お答えし、その他については担当課長から答弁いたします。

さて、近年多発する大規模災害により、水洗トイレが使用できなくなるなど様々な問題が顕在化しております。平成7年の阪神・淡路大震災では、断水等により被災地の広範囲で水洗ト

イレの使用が不能となった事例があったほか、平成16年の新潟県中越地震では、車中泊をしていた被災者がトイレを控えたため、エコノミークラス症候群で死亡するといった事例が発生するなど、災害時により快適なトイレ環境を確保することは、命に関わる重要な課題として認識されているところであります。

また、平成23年の東日本大震災におきましては、長期の避難所における避難生活において、トイレを心配し水分を控えるなど、肉体的・精神的疲労を引き起こした事例も報告されております。

当町におきましても、令和元年東日本台風では、避難所として開設した村上小学校において、停電のために貯水槽へ水が流れずに、応急処置として体育館に併設されたトイレを使用する際には、飲用水として配給したペットボトル水を利用していただいたということも記憶に新しいところであります。

そういった経験を踏まえる中で、当町では避難所における避難生活が、より快適なものとなるよう、様々な対応策を講じてまいりました。具体的に申し上げますと、避難生活におけるプライバシー確保のためのテントや段ボールベッドを備蓄したほか、情報が途絶えることのないよう移動系・同報系防災行政無線や避難所内公衆無線LAN等の整備も進めてきたところであります。

また、今議会初日に議決をいただきました南条小学校における蓄電設備の整備など、各地域の避難所となる町内3小学校への太陽光発電及び蓄電施設を整備し、平時における自然エネルギー利用のほか、有事の際における避難所の持続的な電力の確保に努めてまいりました。

加えて、長野県企業局においては、順次整備を進めている「安心の蛇口」につきまして、坂城小学校及び南条小学校への整備が完了し、今年度は、村上小学校への設置も予定されているところであります。

こうした対応策の一方で、既存の下水道につきましては、国において、大規模な地震などに対応した耐震基準の見直しを行ってきているところであり、町の施設においても、今後、耐震化を進める必要があるところであります。

当町の公共下水道につきましては、平成5年から順次整備を進め、平成12年に一部供用開始となり、これまで、重点施策の一つとして供用開始区域の拡大を図り、昨年度末の面整備率は約94%に達したところであります。

今後に関しましては、地形等の条件により未整備となっている地区の整備を行うとともに、見直されてきた耐震設計基準や構造基準に照らし、これまで整備した下水道施設について基準を満たしているのか調査を行う必要があると考えております。

いずれにしましても、下水管路の耐震化も含めた施設の地震対策につきまして、国等の支援を得ながら進めてまいりたいと考えているところであります。

ご質問のマンホールトイレの整備計画の状況についてであります。まずは、処理場までの既設の下水道管路の耐震化が必要であり、現在、耐震基準に適合しているか調査している段階であります。

マンホールトイレの設置につきましては、管路の耐震化の状況を見る中で、地域バランスを考慮し、小学校など中核避難所への整備も含めまして、計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、ロの公共施設の男性トイレにサンタリーボックスの設置をとのご質問ですが、役場庁舎をはじめ、町内の各公共施設につきましては、現在、女性トイレのほか、どなたでもご利用できる多目的トイレにサンタリーボックスを設置しております。

町といたしましては、全ての人にやさしい福祉のまちづくりの推進を目指す中、全ての人への使いやすさと安全性、公平性に配慮したバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進等に対応した施設整備を進めることが重要であると考えております。

また、SDGsを推進していく上におきましても、ハンディキャップのある方や高齢者など誰一人取り残さない社会の構築に向けて、様々な方々が利用する公共施設、設備も充実させていくことが必要であると考えております。

男性トイレへのサンタリーボックスにつきましては、各施設の利用者の状況や清掃等の管理状況などを確認する中で、必要性の高い施設から早期に設置していくよう対応してまいりたいと考えております。

住民環境課長（竹内君） 私からは、伊の災害時のトイレ確保についてのうち、災害時のトイレ確保・管理計画の地域防災計画への反映と、大規模災害を想定しての町の準備状況、また、トイレの必要数の試算状況のご質問にお答えいたします。

近年、全国各地で自然災害が発生し、多くの方が避難所における長期間の避難所生活を余儀なくされ、加えて新型コロナウイルス感染症の陽性者は増減しながら発生が続いており、発災時の避難所における感染防止が大きな課題となっております。

初めに、災害時のトイレ確保・管理計画は地域防災計画へどのように反映されたかのご質問でございますが、災害時のトイレ等の確保をはじめとした備えにつきましては、現在、避難所における感染防止対策とともに、ウイズコロナ・アフターコロナ時代を見据える中で、災害による長期避難に備え、より衛生的で健康的な避難所の在り方が求められているところでございます。

町といたしましても、近々改訂を予定している町地域防災計画の風水害対策編及び震災対策編の災害予防計画の中で、新たに「トイレ等の衛生、食事、睡眠に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える」といったことを追記しております。

その具体的な備えとしまして、「指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、太陽光発電設備、蓄電池設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配達する」ことや「食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、ダンボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等感染症にも配慮した避難生活に必要な物資の備蓄に努めるとともに、物資の調達に際しては、要配慮者や女性、子どもに配慮する。また、灯油、LPガスなどの常設に努める」といったことについても新たに記載し、トイレはもとより非常用電源や食料、飲料水、段ボールベッドなどといった避難所環境の向上への備えを防災計画に位置づけることとしております。

次に、大規模災害を想定しての町の準備状況と想定避難者数に応じたトイレの必要数の試算状況はとのご質問でございますが、内閣府による避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインによりますと、災害発生当初は、避難者約50人当たり1基のトイレを確保することが望ましく、その後、避難が長引く場合は、約20人に1基確保することが望ましいとされております。

町におきましての想定避難者数は、人口の約1割にあたります1,500人を想定しており、このガイドラインに当てはめますと、災害発生当初、町では災害時に使用できるトイレ約30基を用意できることが望ましいこととなりますが、町では現在、トイレ用ワンタッチテントと便座となるポータブルトイレ、排せつ物凝固剤をセットとする災害対応トイレ40基と、車椅子利用の方でも使用可能なタイプの災害用仮設トイレ2基を確保しているところでございます。

また、その後、避難が長期化する場合には75基のトイレがあることが望ましいこととなりますが、先に述べました、災害対応トイレ42基と避難所のトイレに加え、県内全市町村と締結している長野県市町村災害時相互応援協定や、昨年度、町内に事業所がある企業と締結いたしました災害時における仮設トイレ・仮設事務所・簡易避難住宅の速やかな提供を可能とする協定に基づき、仮設トイレ等を確保することが可能であることから、災害時のトイレは必要数確保できているものと考えているところでございます。

11番（吉川さん） ただいまは町長、そして担当課長より詳しい答弁をいただきました。まず、今、課長からいただきましたが、災害時のトイレ確保管理計画についてですが、日本トイレ協会が2019年度に調査しました報告書によりますと、策定済みが380自治体ピックアップした中で55.7%、そして特に定めていないところが34%だったと聞いております。

当町では、今も新たに地域防災計画の中に段ボールベッド、蓄電池、太陽光、全てのものを記載をしていただいたと今理解をいたしました。

そこで、私はこの策定も必要なんですけれども、町の準備体制を平時からどこまで住民の皆

様に知っていただけるか、この辺が大事なポイントではないかと思えます。そんな意味で、1点として先ほどお示しいただいた町の準備状況、また仮設トイレはその時々によって設置体制が変わってくるわけですが、その点について、住民への周知についてはどのようにお考えでしょうか。

それから2点目として、先ほど仮設トイレの数と災害用簡易トイレの数についてお示しいただいたわけですが、このトイレについては、水なしで使用するものですね。ということは、凝固剤で固めて処理をするというトイレになりますが、町では凝固剤のセットというのはどのくらい用意されているのでしょうか。その点。

それから3点目として、個人個人が災害時のトイレの備えについて、やはり事前に理解していただくためにも、1問目と連動するわけですが、ホームページや、または冊子として災害時のトイレ対策について、明確に住民にもお示しいただいたほうがいいのではないかと思います。その周知についてはどのようにお考えでしょうか。

以上、3点についてお願いいたします。

住民環境課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。1点目のトイレの準備状況と設置体制についての町民への周知であります。さきにお答えしましたとおり、災害対応用トイレとして40基、加えて車椅子対応のトイレとして2基の準備がございます。また、トイレに限らず非常用電源や段ボールベッド、食料や飲料水などといった町の準備、備蓄状況について、また、災害時の発災当初は町が準備している備蓄品等をご利用いただき、避難が長期化する場合は、そうしたものに加え、市町村相互応援協定や民間企業等との協定に基づき生活必需品等を確保するといった町の確保体制などについて、あらかじめ町民の皆様へ周知することは非常に重要なことと考えているところでございます。

毎年開催している町総合防災訓練や地区の防災講習会などでその一部を展示し、ご覧いただいているところでございますが、今後さらに町民の皆様の防災意識の高揚に資するよう、町ホームページや広報等を利用した周知・啓発につきまして検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、2点目の避難所におけるトイレ対策の周知につきましては、町民の皆様があらかじめ避難生活を想定、イメージしておいていただくことは、実際に災害が発生し、避難が必要になったときの心理的負担を軽減し、逃げ遅れの防止につながるなど非常に有意義なことであると考えております。

町といたしましては、町の準備状況やトイレの設置体制について町民の皆様へ周知することで、平常時から避難生活を想定していただく一助としていただきたいと考えているところでございます。

ご質問にございました排せつ物の凝固剤につきましては、排せつの際に使用するビニール袋

と凝固剤がセットになっているもので、現在4, 100セットを備蓄しているところでございます。

また一方で、町の準備・備蓄品には限りがありますので、町民の皆様におかれましては、平常時より、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料や飲料水、携帯トイレや簡易トイレなどを各家庭で備蓄していただく家庭内備蓄の重要性や、親戚・知人宅への分散避難といった防災知識の普及・啓発につきましても、防災力の向上と避難所の環境向上にもつながることとなりますので、今後とも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） 今も逃げ遅れの防止のためにもということで、それぞれ周知をしっかりとしていただきたいと思えます。コロナ禍の中にありまして、中核避難所には行かずに車で頑張る方もいるかもしれません。そんなときに町の対応、準備状況、また個人の一番大事なトイレ対策についても、明確に開示をしていただいておりますことで安心して命を守ることができると思えますので、よろしくお願いいたします。

さて、マンホールトイレについてですが、先ほども町長のほうからご答弁をいただきました。公共下水道が94%まで進んでおります。そんな中で老朽化をしている管路について、今、調査をする中で、その結果次第で事業を進めていくというふうに理解をいたしました。

そこで、流れ的には3小学校が先にももちろん設置をすると思えますが、中之条には新たに複合施設が建設予定となっております。設置予定では町文化センターとなっております。

そこでお聞きいたします。「安心の蛇口」も近い複合施設のほうが有効ではないかと考えますが、この複合施設付近へのマンホールトイレ設置については、どのようにお考えでしょうか。お聞きいたします。

建設課長（関君） 複合施設にマンホールトイレの設置をという再質問をいただきました。坂城町公共施設個別計画により建設の方針が示されております新複合施設につきましては、今年度から建設に向けた検討を始めている段階でございます。現状では具体的な施設の内容、構造等が未定なことに加えまして、地域防災計画による避難所の位置づけ、これは地域防災計画の中でも中核避難所の指定ですとか、要援護者の収容施設としての位置づけですとか、また救護活動拠点施設、そういった位置づけがそれぞれございます。そういった位置づけも検討しながら、今後の検討課題となっております。そうした議論を踏まえて対応していきたいと考えております。

11番（吉川さん） 令和9年に完成予定でしたでしょうかね、この複合施設。夢の湯は、前回のときも福祉避難所として使われた経緯がありますので、ぜひその辺を今後の課題としてマンホールトイレ設置を要望しておきたいと思えます。

例えば、マンホールトイレが完成したとしても、想定外の大地震が起き、大規模災害になった場合、下流の下水道管が破損するなど、せっかくのマンホールトイレも利用できません。用

意していただいている仮設トイレが大事な命綱になってまいります。ただいまも4, 100個の凝固剤セットがあるというお話でしたが、これ想定では、お一人1日5回利用するとしますと820人分ということです。もちろん、各家庭で発電機等を準備し、そしてまたそれぞれが準備をする中での想定でございますが、とても足りない数かと思えます。

そんな意味でも、個人としても各家庭や職場に携帯トイレをしっかり備蓄していただくよう、ハザードマップの備えの欄などにも、ぜひ更新のときには掲載をお願いしたいと思います。

私もこの間、ひらせいに行って買ってまいりましたが、10個入っているのがありまして、三つしか置いていなかったんですが、本当に意識しないとなかなかそこまでいきません。そして、自助・共助といっても情報の共有から安心が生まれ、それぞれが自らの命は自らが守るという意識になっていただけます。

さて、ロのサンタリーボックスですが、早速設置をしていただけるということで、ありがとうございます。必要性の高いところからまず行っていくということでございました。

そこで1点、設置に向けてお願いでございます。それは、ごみ箱と間違えないように、サンタリーボックスの用途を文章化してボックスのところにお示しをいただく。それとまた、トイレの入り口にサンタリーボックス設置トイレという表示があると、利用する方にとってはわかりやすく安心かと思えますので、その点について要望ですが、よろしく願いいたします。

いつ遭遇するかわからない大災害。3人家族のOさんは最長1週間はしのげる水や食料を備蓄。しかし、最近テレビなどで電気や水道が止まったときに一番困るのがトイレだと再確認。数年前に組立て式トイレを購入したのを思い出し、初めて中身を開けて確認してみました。すると、ビニール袋や凝固剤が数回分しか入っておりませんでした。そこで、先日、新たに30回分を買ってきて保管したそうです。

このように意識して準備をしているお宅はどのくらいあるでしょうか。ぜひ、いざというとき命を守る対策の一つとして、災害時のトイレ備蓄の周知をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時02分～再開 午前11時12分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、9番 朝倉国勝君の質問を許します。

9番（朝倉君） ただいま、議長より発言の許可が下りましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私の今回の一般質問は、農業振興を中心に連続3回行ってきております。時代の変遷により農業の位置づけが所得の確保が厳しいために、後継者の確保をはじめ、なり手不足等の要因により全国的に苦境に立たされております。食料の自給も1965年と2020年を比較いたし

ますと、カロリーベースでは73%あったものから現在は37%、生産ベースでは86%から67%に農業の生産も大幅に低下しているのが現状でございます。

また、中山間地域では、人口の大幅減少に伴い農業の維持をどうするか、国としてもあるいは市町村としても農業政策について新たな模索をしている状況と考えているところでございます。先ほど同僚議員からも農業に関する質問がありました。若干重複することもあると思いますが、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

このような状況の中で、2月24日、突然ロシアが隣国ウクライナに侵略する暴挙が発生いたしました。民主主義の根底を破るこの侵略に最大限の非難と抗議を行うとともに、早期にこの侵略が終了することを切望するものであります。

この侵略を機に、世界ではアメリカを中心とする民主主義国の同盟国、一方、ロシアや中国のような独裁国家の二極化が進行し、安全保障、エネルギー、食料、サプライチェーンの分断等々様々な懸案事項が露呈し、各国が喫緊に対策やその構築をどうするか、国の在り方について見直しを迫られている現状でございます。

このような状況に伴い、世界的な規模で食料品の値上がりやエネルギー価格の高騰によりインフレが加速し、コロナ対策と併せて、その対策に各国が苦慮しているところでございます。特に食料の多くを外国に依存している国においては、食料危機が目前に迫っているのではないのでしょうか。

我が国においても、食料自給率はエネルギー換算で37%、生産高では67%の状況で、外国からの輸入がとどまれば大変な事態が想定され、現状の食生活の維持は大変厳しい状況に遭遇いたします。今回のウクライナ危機を目の当たりにして、改めて我が国の農業、食料自給について真剣に考えるときが来たのではないかというふうに考えております。

ちなみに、我が国が外国より8割以上輸入している品目を見ても、小麦が80%で、アメリカ、カナダ、オーストラリアから輸入しております。トウモロコシは100%近くアメリカから、大豆は約80%をアメリカから輸入をしております。この輸入先については、私どもと同じ民主主義の同盟関係にある国ですから、輸入を制限するような動きは多少あるんですけども、ウクライナやロシアから輸入していることに比べると、まだまだ安心ができる環境にあるかというふうに考えております。

9月議会では、ロシアのウクライナ侵攻に伴い、世界を二分した政治経済状況は、仮に近々停戦が実現しても、侵攻以前の状況を実現するには相当な時間と知恵と労力が必要になるでしょう。このようなことから、坂城町としても、今後食料の自給率アップについては避けて通れない問題と考え、これからの農業施策について議論をしてみたいと考えております。

1. 農業の活性化に向けた施策について

イ. 坂城町の農業の現状について

一つ、農地面積と有効活用面積について。耕作放棄地の推移は。

2、農家戸数の状況は。離農農家の推移は。専業農家の推移は。

3、農地の利用集積状況は。農地の利用集積面積の推移は。また、農地全体に占める状況は。農地中間管理機構を介した利用集積の状況はどうなっているのか。

4、後継者の充足状況は。果樹、水田、畑作の区分でどうなっているのか。新規営農参加者の推移は。

以上、4項目について坂城町の農業の現状について伺いたいと思います。

口として、将来に向けた農業の施策をどのように考えるか。

農業のデータを見てみると、農業の従事者が減少傾向を呈している実態が判断できます。売価、いわゆる所得の下落に伴う大幅減少によって、農業に参加する人口が全国的に減少し、今の規模を維持するには、今存在する課題を国や県を巻き込みながら新たな方向づけを展開するときに来ているような感じがいたします。食料安保の考え方に立っても、自給率の向上は避けて通れない私どもの問題であり、国は無論、私たちとしても喫緊の課題と考えます。

このような新たな局面を迎えておる現状を捉え、今後農業政策をどのように考えるか伺いたいと思います。

1回目の質問を終わりにいたします。

町長（山村君） ただいま、朝倉議員さんから農業の活性化に向けた施策ということでご質問いただきました。私からは、口の将来に向けた農業の施策をどう考えるかについてお答えしまして、イの坂城町の農業の現状については担当課長から答弁いたします。

さて、先ほどもお話がありましたけれども、ウクライナ情勢による小麦価格の上昇に加え、為替の変動や肥料価格の高騰など、国内農業の生産体制に対する危機感が高まりつつあります。日本は小麦に代表される輸入農産物のほか、畜産飼料の輸入依存度の高さや農業生産に欠かせない肥料など、世界規模での原材料の需給バランスと調達リスクの上に国内農業が成り立っていることが鮮明となっております。

また、今後の農業生産に不透明感が増す中で、個々の農業経営体レベルで対応できることは限定的であり、国全体で対策を講じる必要があるとも感じているところでもあります。

そうした中で、国は化学肥料の使用量を2割低減して影響を緩和する措置のほか、施設園芸の燃油価格高騰に対しては、その影響を受けにくい経営への転換を促す施策を進めており、町としましても本議会に補正予算を計上し、坂城町農業資材価格等高騰対策事業による支援を実施してまいりたいと考えているところであります。

今後の農業施策の方向性につきましては、新規就農者の確保・育成やICT技術活用による生産性の向上など生産基盤の底上げ、市場ニーズに即した産地形成の取組、農地の集積・集約化等により活力ある地域農業を維持していく必要があるものと考えております。

中でも水田利用におきましては、これまでの農地集積・集約化をさらに深化させ、効率的な土地利用による経営体育成を図る一方、ICT技術やスマート農業の推進による大規模農家を中心とした省力化、生産性の向上等により、水稻をはじめ水稻以外の飼料用米や麦・大豆の二毛作、サツマイモなどの高収益作物の作付推進を通じて、販売農家の安定した収益確保と農地の有効活用を着実に進めてまいりたいと考えております。

果樹に関しましては、ながの農協管内で早期に出荷販売されるメリットを生かし、新品種導入による早期産地化や高品質のための新技術の普及推進、作業効率化のための機械導入支援などを通じ、ブドウ、リンゴの生産振興のほか、ワインブドウの産地化促進やワインツーリズムなど観光との相互連携による農産物の消費拡大など、流通販売についても支援してまいりたいと考えております。

また、新規就農者確保につきましては、町内外からさらに希望者を受け入れるため、技術習得などの受け皿となる里親農家の確保に努めながら、地域全体で就農者を育成する体制づくりを関係機関とともに進め、多様な農業者の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、農業者あつての産地でありますので、担い手確保はもちろんのこと、農作業の効率化や経費節減などの生産性の向上や、個々の農業経営基盤の支援につながるような農業振興の在り方について、今後も様々な視点から検討を進めてまいりたいと考えております。

商工農林課長（竹内君） 私からは、農業の活性化に向けた施策についての質問のうち、イの坂城町の農業の現状についてお答えいたします。

ウクライナ侵攻による世界的な情勢変化によって、農業資材や燃油高騰などのほか、食料自給に対してもスポットが当てられ、危機感が高まっております。

食料自給の一例として、当町の米の実態に焦点を当てますと、国の指標では、令和3年の国民1人当たりの米の消費量は年間56.8キログラムであり、当町の人口を掛けますと、当町では年間777トン相当の米を消費していることとなります。当町における昨年の米の生産量は、730トン余りであったことから、当町の消費分を町内だけでは賅えていないということになります。

当然、小麦やその他農産物も含めて、市町村単独で食料自給を求めることは困難ですが、国として社会事変や世界情勢による食料安全保障の課題について検討していくことは重要であると考えております。

まず、農地面積と有効活用面積についてであります。5年に一度実施されております農林業センサスの結果によりますと、当町の平成27年における耕地面積は518ヘクタール、経営耕地面積は257ヘクタールであり、令和2年における耕地面積が514ヘクタール、経営耕地面積が228ヘクタールということで、平成27年から令和2年にかけて、それぞれ面積

が減少しております。

耕作放棄地につきましては、中山間地域の傾斜地等、条件不利地において新たに発生するところが増えておりますが、全体としては横ばいで推移している状況であります。

次に、農家戸数の状況であります。農林業センサスにおける農家戸数は、平成27年は305経営体、令和2年では253経営体ということで、平成27年から17.1%減少している状況であります。

離農農家の推移につきましては、センサス調査年の変動幅で申し上げますと、平成22年から平成27年までの間では71経営体の減少、平成27年から令和2年の間では52経営体の減少となっており、直近の令和2年調査では減少幅がやや小さくはなっておりますが、営農者の高齢化や後継者不足を背景に、今後も離農される方が増加していく傾向がうかがえるところでもあります。

また、専業農家の推移につきましては、令和2年の農林業センサスにおいて調査項目が割愛されたため、主業・副業的農家数での比較となりますが、農家所得が主体を占め、年間60日以上自営農業に従事し、65歳未満の世帯員がいる主業農家は、平成27年は50経営体、令和2年では58経営体となっており、農外所得が主体を占め、年間60日以上自営農業に従事し、65歳未満の世帯員がいる準主業農家については、平成27年は39経営体、令和2年では31経営体となっております。

また、年間60日以上自営農業に従事し、65歳未満の世帯員のいない副業的農家は、平成27年は200経営体、令和2年では159経営体となっており、全体的に見ると副業的農家が過半数以上を占めている状況であります。

また、主業農家数については、令和2年が若干増加しているものの、副業的農家が大幅に減少しており、全体的には減少傾向であることが見受けられます。

次に、農地の利用集積の状況であります。令和元年度中に利用権が設定された農地が21.5ヘクタール、令和2年度が24.6ヘクタール、令和3年度が22.8ヘクタールとなっており、また、農地全体に占める利用権設定がされた農地の割合はおよそ20%であり、ほぼ横ばいで推移している状況であります。

一方、農地中間管理機構を介した利用集積の状況では、令和元年度が1.9ヘクタール、令和2年度が1.6ヘクタール、令和3年度が1.2ヘクタールとなっており、農地の出し手・受け手ともに少ない状況で、農地の貸し借りの実績は低い水準で推移している状況であります。

引き続き、農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りを推進していくことにより集積・集約化を進め、生産性の高い効率的な農業ができるよう取り組む必要があるものと考えております。

次に、農業後継者の充足状況であります。町内における新規就農者数が減少農家数に追いついていないことから、減少傾向にあることは否めませんが、収益性の高いブドウ栽培に支え

られ、近年、定年帰農や青年農業者の就農も比較的多くなっている状況であります。直近の5年間における新規就農者数は27名となっており、品目別では、ブドウが17名、リンゴが3名などとなっております。

水稲については、設備投資などのイニシャルコストが高く、近年のコロナ禍による外食産業の需要低下などの影響により、在庫量が増加するとともに米価が下落傾向にあるなど、安定した経営が困難であり、そのため、新規就農者の確保に結びついておりませんが、直近の5年間で法人を含めた2件が就農している状況であります。

畑作では、露地及び施設野菜で3名が就農しており、うち2名が既存のガラスハウスを利用した施設トマトを栽培しております。既存施設の再利用・有効活用という点において、今後も施設栽培による新規就農者を積極的に受け入れていければと考えております。

最後に、新規就農者数の推移であります。平成30年が9名、令和元年が5名、令和2年が6名、令和3年が4名、令和4年が3名といった状況であります。

年によって変動があるものの、ここ数年のブドウ栽培への定年帰農者や若手の新規参入が多くなっている状況であり、経営品目として安定した経営が見込まれることや、将来展望を見通すことができることなどが増加の要因となっているものと思われま。

農業を取り巻く環境が厳しくなる中、町といたしましては、今後想定される情勢の変化や農業振興上の課題を踏まえ、町の農業を担っていただける就農者の確保に努めるとともに、農業経営の体質強化や生産性の向上につながる生産基盤の条件整備に今後も努めてまいりたいと考えております。

9番（朝倉君） 2回目の質問を行います。坂城町の農業の現状について担当課長さんから、将来の農業の施策はどう考えているかについては町長さんから答弁をいただきました。

町の現状については、所得の少ない栽培品目については、データが示すとおり、耕作面積や経営体の減少が、平成27年と比較して令和2年で副業的経営体が約20%減じております。今まで言われている家族的な兼業農家の農家離れが進行しているのではないかと考えております。ただし、販売単価が高く所得が確保できるブドウ栽培におきましては、定年帰農者や若手就農者の参入によって、町の農業としては明るい将来が見られるのではないかとというふうに考えます。

農地の面積はほぼ横ばいで、有効活用面積は、平成27年と令和2年では約12%減少しておりますけれども、耕作面積は横ばいで、農地の活用について問題を残しておると考えます。

農地の集積状況は、令和元年から22%から24%で推移し、農地の約20%の利用権が設定されております。この中で農地中間管理機構を介した利用集積は1.2ヘクタールから1.9ヘクタールで推移しており、まだ低調ではあるというふうな判断をしております。

このようなデータから、町の農業は、所得の上がない分野では農家離れが進行し、所得の

見込みが予測できる分野では、定年帰農者や新規就農者の参入により、後継者の確保あるいは事業継承ができる形が形成されるというふうに考えます。

一方、畑作におきましては、施設園芸的な栽培方法を取り入れた新たな挑戦をされる方が2名経営をスタートしているということで、これについては新しい試みであり、ぜひ成功できるように町としても支援をお願いしたいと。

いずれにしても、これからの農業のキーポイントは、所得が確保できるかどうかということが一番農業を維持できるポイントというふうに考えております。これらの町の農業の現状を踏まえて、これからの農業の活性化に向けた施策について答弁をいただきましたが、ウクライナ危機を契機に世界の政治経済分野が二極化を呈し、農業分野でも食料、肥料、エネルギー等が政治経済の交渉の武器として取引される形が顕在化してきており、このような意味からも外国に依存する度合いが多い品目ほど、自国での自給あるいは多角的な輸入の確保ができるルートの開拓が、食料安保の考え方として重要な国際的な政治課題となってきているというふうに考えます。

農業は国策的な意味合いが大変強い事業でございますので、町単独ではなかなかできる内容が少ないわけでありましてけれども、このような世界情勢の中では、知恵を絞って対応していくことが大変今は重要と考えます。

今、農水省で示しているデータでは、食料の自給率はカロリーベースで品目別に状況を考えてみますと、米が98%、野菜は76%、魚介類51%、果物31%、大豆21%、小麦15%、畜産品16%、油脂類3%、それぞれ外国に依存している状況が顕著に表れた数字があります。

ちなみに、諸外国の先進国の自給率の状況を見てみますと、カロリーベースでは、カナダが266%、オーストラリアが200%、アメリカが132%、ドイツが86%、イギリス65%、イタリア66%、スイス51%、日本は先ほどお話したように37%。このように先進国においては、ほとんど自国で賄えるという状況がわかるわけでございます。そういう意味において、外国から食料の輸入が何らかの事情で止まれば、日本というのは大変な事態に遭遇するというのを、私どもは改めて認識しなきゃいけないというふうに思います。

そこで、町長の答弁と重複する部分もありますが、将来に向けた農業の施策として、私は次の提言をしたいというふうに考えます。

一つは、何といたってももうかる農業の構築ではないでしょうか。そういう面で坂城町の中においては、リンゴ農家、水田・畑作農家があるわけでございますが、この二つの農業の改革が必要であります。具体的には、リンゴ栽培では所得の向上のできる栽培方法の試行、水田・畑作農業では、まず耕地整備ができる形で、今、専業農家は大型の機械を持っております。そういうことで機械化のできる農業、これに特化した整備を実施しなければならないというふうに

考えます。そのために、人・農地プランのさらなる活用と農地中間管理機構の活用を図ることを特に提言したいと思います。

県では、5者合意として、農地中間管理機構の活用を推進するために、県、JA、農業委員会、土地改良区、農地中間管理機構の5者でさらなる推進の確認をいたしております。特に耕地の整備ができることは、農地中間管理機構を介した集積というものが欠くことのできないファクターを持っておりますので、ぜひこの辺を留意して進めていただければというふうに考えます。

二つ目といたしましては、将来的にはICT技術を活用した生産基盤の確立できる農業の検討。

三つ目として、法人化の検討による若手人材の確保をぜひ将来的に考えて、法人化あるいは公社的な運営ができることをぜひお願いしたいと思います。その参考事例としてはですね、松本市で展開している株式会社かまくらやという会社がございまして。最初スタートは、車の修理をしている会社の社長さんが、近隣を見ると遊休農地が非常に多くなったということで、これは何とかしなきゃいけないということでですね、ソバの栽培を始めました。そして、ソバの栽培だけではなかなか採算が取れないので、6次化を検討して製粉工場を造って、そしてそばの食堂を造った。今は全国的にそば店の経営を展開したり、あるいはそば粉を全国的に販売して大きな成果を集めております。その成果を土台にして、今はトマト栽培やリンゴ園の遊休したところを全部自分たちでお借りして、多角的な農業の生産をしております。農業大学や農業高校、そして農業を志す若い人24名を今会社の中に雇用して、本当にこの間もテレビに出ていましたけれども、頑張ってもらっております。

こんなことをやっぱりどこの地域でもやっていかないと、もう農業というのはちょっと個人で任されてもできないんじゃないかというような考え方をしておりますので、ぜひこの辺も参考にしながら考えていただきたいと思います。

そして、今は関係団体の連携の強化ということも必要でございまして、JAがJAなのということで統合されましたけれども、非常に経営的に体力をつけるということで改革をされておりました。見ていると大変な事業をやっております。そんなようなことで、大変だと思うんですけども、やっぱり農業の中心はJAに頑張ってもらわなきゃいけないので、JAを巻き込んだ、やっぱり連携をしていただきたいと思います。

4点目に、産地形成の構築を図るために地域農業の特色を生かした販売方法の検討を考える必要があるんじゃないか。特に坂城町では、ブドウ、ねずみ大根、ワインという非常に地域の特色を生かした栽培品目がございまして。これに着目して「あいさい」等の場所を利用しながら、販売の強化をぜひ検討していく必要があるんじゃないかと。

それから5点目としては、耕地の有効活用を図るために、有利な転作の推進をぜひしてい

なければいけないんじゃないかということで、先ほど町長さんからもお話があったように、新しく施設園芸を使ったトマトの栽培ですとか、サツマイモの栽培で成功している会社もございます。そんなようなことで、やっぱり転作がうまくできる農地の整備ということも重要でございますので、この辺も留意して、米に中心を置くんじゃなくて、所得の上がる転作というようなことも、町として指導していける体制を検討していただけたらどうかと思います。

あわせて、耕作放棄地の対策も、特に水田・畑作農地の平らなところの肥沃な土地は、耕作放棄地がないような管理をぜひ町全体で対策できるようなことも考えていただきたい。

6点目は、幼保小中高での食育学習の充実と農業の大切さを学ぶ機会をぜひ拡大していただきたい。今、子どもたちの農業離れというのが非常に顕著だと思うんです。こういうことも、今の食育ということに対してもう少し広い目を持って考えていただきたいと。

まだまだいろんな方策は考えられると思うんですけれども、以上をご提案申し上げたい。先ほど申し上げましたように、町だけではできることは少ないと思いますが、県・国を通じて積極的な問題提起を行い、これからの農業の活性化に一石をぜひ投じていただきたい。このような提案に対して、町としてどのような考え方をお持ちか伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。6点ほどこれからの農業振興、発展に向けたご提案をいただきました。提案に対する考えということでございますけれども、まず、もうかる農業の構築という部分につきましては、なりわいとしての農業のためには、所得確保はもちろんのこと再生産が可能な農業経営であることが必要であると考えますし、もうかる農業の観点ということは重要であると考えております。

そのため、新規就農者への個々の経営や技術指導などのサポート体制のほか、ながの農協が実施する営農指導などにより、農産物の品質確保や収益性の改善につなげるよう努めているところでもございます。

また、農地の基盤整備については、農地の集積・集約化に向けて、地域の状況に応じて検討していければと考えているところでございます。

次に、ICT技術を活用した農業生産基盤の確立ということでございますが、農業従事者の高齢化や担い手が不足する中では、農業技術の可視化や省力化、効率化をはじめ農業環境の改善につながるものと期待するところであり、農家の意向を踏まえながら需要推進を図っていければと考えているところでございます。

次に、法人化の検討による若手の人材確保ということでございますけれども、農業法人における人材確保は、次世代の担い手を育成していく上で、栽培技術や経営手法の習得など有効な手段になり得ると思いますので、JAとの連携なども含めまして、今後研究していければというふうに考えております。

次に、地域農業の特徴を生かした販売方法ということですが、農産物の販売は、これまで市場流通に加え販売方法や流通手段も多様化しているところでございます。ふるさと納税返礼品では、全国へ向けた町内農産物の認知度向上に貢献していると考えておりますし、また、さかき地場産直売所における集客イベントも、農産物の販売促進や情報発信につながっているものと考えているところでございます。これらの取組のほか、今後ワイントーンによる情報発信などの機会を通じて、地域農産物をアピールしていければと考えているところでございます。

それから、転作推進と耕作放棄地の対策についてでございますけれども、農地の地理的条件などを踏まえ、農業者の意向に沿った農地利用が図られるよう、必要に応じて農地中間管理事業による農地集積・集約化ですとか、転作作物の作付のための設備導入支援などのほか、耕作放棄地の活用に努めていければというふうに考えております。

最後に、食育学習ということでございますけれども、令和3年に改定した坂城町食育推進計画において、関係各課が横断的に事業に携わる中、商工農林課では、農とのふれあいによる食育推進に努めておりまして、今後もライフステージごとに農にふれあう機会を増進させていきたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、町の農業振興策について、様々な視点から検討を進めていければと考えているところでございます。

9番（朝倉君） ただいま、6項目にわたる提案に対して回答いただきました。すぐできるもの、あるいは将来的に考えること、多岐にわたるわけでございますが、いずれにしても、人が生活するためには、衣食住は絶対に欠くことができない必要なアイテムでございます。農業は自然が相手で、作付は年1作が普通であります。作業的にも3Kの環境で、きつい仕事でございます。しかし、生きていくためには、食料はなくてはならないものであります。したがって、今後の農業は、機械化を大幅に取り入れた近代化の中で作業ができる農業環境の構築が喫緊の課題ではないかというふうに考えます。

国・県レベルに対して、新しいレベルへの提言を積極的に町としても行っていただいて、このウクライナ危機を契機に新しく出てまいりました食の自給率の向上という一つのテーマに対して一石を投じられれば幸いというふうに考えております。

以上で私の質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時52分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、7番 玉川清史君の質問を許します。

7番（玉川君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を始めます。

初めに、1. コロナ感染症への対策について。質問はイとロの二つ。

イとして、保健センターの体制について。

コロナ発生前、2019年から現在までの保健センターの職員の人数と勤務状況の変化は、新型コロナウイルス感染症の国内発生の最初の確認が2020年の1月。ご存じのように、その後変異株が次々に発生。しかし、国は専門家や最前線で感染防止、治療に当たっている医療関係者の声を聞いてか聞かずか、世界の常識から大きく外れた日本独自の対策に固執し、今や第7波、発症数世界一という経験もしてしまいました。

このような中で、医療関係者、町職員の皆さんは、ご自身はもとよりご家族への感染のリスクもある中で、懸命に感染防止、治療に努めていただいています。当町では町を挙げて保健センターと福祉健康課を中心に闘っておられるわけですが、特に保健センターの皆さんの勤務状況の激化による体調の変化が気になります。通常の仕事に加えてコロナ対策、ワクチン接種など、今まで経験のない任務が待ったなしで始まったからです。

そこで、コロナ前の職員数と残業時間の変化などについて伺います。また、保健師さんの人数はどうなのでしょう。十分でしょうか。保健師さん確保のためにどのような活動をされているのかも答弁ください。

次は、ロとして休業した職員への保障について。

町職員の皆さん、正規・非正規、勤務時間の違いもありますので、それぞれの働き方があるとは思いますが、それぞれの皆さんへの休業の保障はどうなっているのでしょうか。また、個々の皆さんは制度について十分周知しているのでしょうか。お聞きします。

総務課長（臼井君） コロナ感染症への対策についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イの保健センターの職員体制についてであります。令和元年12月に中国武漢市で初めて感染が確認されて以来、現在に至るまで、新型コロナウイルス感染症は世界中で猛威を振るい、延べ6億人を超える人々がこれまでに感染している状況であります。

日本国内におきましても、令和2年1月に初めて感染者が確認されて以降、全国に感染が広がり、これに対するワクチンの接種が順次行われてきたところでございます。

当町におきましても、感染拡大当初に対策本部を立ち上げ、町民に対する注意喚起や関連する様々な情報をお伝えするとともに、令和3年5月からは町民へのワクチン接種を行ってきたところでございます。

特に、集団接種にあたりましては、会場の手配や準備、スタッフの確保などから始まり、予約受付体制の構築やその運用、そして集団接種の実施といった膨大な業務が必要となったところであります。これまで保健センターの職員を中心に、対策本部内に各課横断的な実務者会議を設け、各課の職員も加わる中で、できる限り業務を分担し進めてきたところであり、集団接種会場には、課を超えて職員が当番制に関わり、全課を挙げて対応を図ってまいったところでございます。

また、コールセンター業務や集団接種会場における業務、会場の駐車場整理など、必要に応じて業務委託を取り入れるとともに、接種会場におけるスタッフを中心に会計年度任用職員を任用する中で運用を行ってきたところであります。

保健センターにおける職員に関しましては、育児休業中の職員を補充するフルタイムの会計年度任用職員を含め、現在8名が在籍しておりますが、ワクチン接種の対応が始まった令和3年度からは職員を1名増員いたしましたところであります。

こうした中で、令和3年度における保健センター職員の時間外勤務につきましては、1日（同日「1人」に訂正あり）当たり月34時間といった状況であり、令和2年度の月13時間、令和元年度の月11時間と比較して大幅に増加したところであります。特に、1回目のワクチン接種の開始に向けての準備の段階から、集団接種が始まった当初に時間外勤務が増えている状況でございます。

ワクチン接種は現在も続いておりますが、接種に係るノウハウが蓄積されたこともあり、今年度につきましては、職員1人当たり月16時間と、昨年度に比べ大幅に減少したところであります。

続いて、保健師についての質問ですが、現在当町には正規の保健師7名が在職しており、採用計画に基づき増員に向けて採用を行ってきたところであります。直近では、令和元年度に3名を採用したところであり、来年度におきましても新たな採用を予定しているところであります。

保健師の採用にあたりましては、広報や町ホームページに採用情報を掲載し、広くお知らせするほか、ここ数年は、新型コロナの流行もあり実施しておりませんが、保健師資格を取得できる県内の大学を訪問し、学生に町を紹介しながら受験を勧めるなど、人材確保に向けた取組を行ってきたところであります。

5年前の平成29年度の正規の保健師が5名であったことを踏まえる中では、幅広い業務に対応できる体制が整いつつあるものと認識しているところであり、保健師の資格を持つ会計年度任用職員も任用する中で、よりきめの細かい業務につなげているところでございます。

続きまして、ロとして職員のコロナ休業の保障といったご質問であります。本人やその家族が新型コロナウイルス感染症に起因して勤務を休まざるを得ない場合には、特別休暇として必要な期間について休暇を取得できる形としているところであります。この特別休暇を取得できるケースにつきましては、職員本人が感染し、療養する場合のほか、濃厚接触者となった場合や、同居する家族の看護のために休業する必要が生じた場合など、新型コロナウイルス感染症を要因とする幅広い状況に対応しているところであります。

また、コロナ関連の特別休暇につきましては、正規職員だけでなく、フルタイム、パートタイム双方の会計年度任用職員につきましても、同様に取得できることとしており、その間は有

給の扱いとしているところであります。

感染拡大が始まった当初の段階から特別休暇制度を設けたところでありますが、制度導入当初から会計年度任用職員を含めた全ての職員を対象としており、庁内で運用しているウェブメールシステムや文書を介して、対象となる職員全てに対し制度の周知を図ってきたところであります。また、本休暇の取得について、取得をする場合は急な場合がほとんどでありますことから、実際に取得する必要が生じた際などには、個別に説明もさせていただいているところでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、現在も収束の方向が見通せない状況が続いております。そうした中、職員が安心して勤務できるよう、日々の感染対策の徹底や職員自身の体調管理はもとより、万一感染したり濃厚接触者となった場合には、気兼ねなく休暇を取得できるよう制度の運用について徹底してまいりたいと考えているところでございます。

失礼しました。保健センター職員の長時間勤務の関係で、1人当たり月34時間というところを、1日当たり月34時間といった答弁をしてしまいました。1人当たりの間違いでございます。訂正をお願いいたしたいと思っております。

7番（玉川君） 今の答弁ですが、当初の不慣れなときは多少時間がかかったということで、慣れちゃってもあれなんですけれども。手際がよくなったということ、それと皆さんのご協力、全課の協力ということで負担はかなり減ってきたということ、それと保健師さんの数が増えるように努力されているということで、そこは安心しました。

それとあと、休業保障についても、十分な制度を当初からつくっていただいていたということ、それと個別にまたそのときは説明をしてやっていくということで、これも安心しました。ありがとうございます。

再質なんですけど、保健師さんの数が多いほどコロナにかかる人が少ないような研究結果もあるように見たんですけれども、長野県全体の保健師数というのは、全国比較でどうなのか。それと、当町の保健師さんの数というのは、ほかの自治体と比べた場合にどの程度のものなのか。そういったことが数字でわかれば教えていただきたいんですが、お願いします。

総務課長（臼井君） 当町の保健師について、県全体と比較してどうかというご質問でありますけれども、県の総人口を県内の行政の常勤職員として働く保健師の数で割りますと、保健師1人当たりの人口が算出をされるというところであります。この数値は、客観的に体制の度合いを比較する目安となり、数値が小さいほどきめ細やかなサービスの提供につながりやすいと捉えることができるものと思われまして。

最新の令和2年度末時点における長野県の数値は、県全体で保健師の数は916名でありまして、長野県の総人口をその916人で割りますと、1人当たりの数値は2,201人ということになりまして、全都道府県のうち数字の小さいほうから3番目ということになっておりま

す。また、47都道府県のうち最も数値が小さいのは高知県で2,083人という数字が出ております。

一方、当町におきます令和2年度末時点での状況は、正規の保健師1人当たりの占める人口は1,834人ということでありまして、長野県との比較で367人、全国一小さい高知県との比較でも249人下回る状況であります。日本全国の平均といたしましては、3,964人に1人の保健師ということですので、こうした状況からも当町の保健師の体制はより充実しているものと捉えているところでございます。

7番（玉川君） 民間のほうに流れる保健師さんというのはどうしても多いわけで、待遇の違いもありますのでね。そんな中でも当町を選んで保健師として来ていただいている方、大変ありがたいと思います。頑張っている皆さんには感謝をいたします。

2番目の質問に行きます。これもコロナ禍が長く続き、先の見えない状況が一般の町民の皆さんに経済面で大きく影響していることでの質問です。

2. コロナ融資・貸付について。質問は二つあります。

イとして、コロナ融資・貸付の返済について。

1、県と町の融資制度の利用件数と融資額、それと保証料の状況と返済の状況。

町や県・国では、事業者への経済支援策を様々に、そして迅速に打ち出させていただきました。これによって、全体で見るとコロナ倒産も低めに推移しているようです。事業者の努力に加えて、それを資金面で支えた給付金や無担保利子補給、返済開始の先送り、こういったコロナ融資のためだと分析されています。一方で、返済期間の据置きが終わり、返済が始まると一気に資金繰りが厳しくなってしまいます。新聞でも返済困難事業所の対応策が報道されていますけれども、町が把握している状況について伺います。

続いて、生活していくための資金の貸付けについてです。2、社協のコロナ特例の緊急小口資金・総合支援資金の申込者の数と借入れ希望の総額、返済困難者への対応について。

国の支援として、今までの緊急小口資金と総合支援資金について、コロナ特例として対象者が拡大された貸付制度があります。返済開始は1年以内からとされていますので、既に返済が始まっている状況です。コロナ特例で借入れの希望者が多く、返済に関する事務は県の社協が担当しているということですので、町の社協が把握している範囲での回答をお願いします。

町長（山村君） ただいま、玉川議員さんから2番目の質問としまして、コロナ融資・貸付についてのご質問がありました。私からは、イのコロナ融資・貸付の返済についてのご質問のうち、県と町の融資制度の利用件数と融資額、保証料の状況と返済状況についてお答えし、社協のコロナ特例の緊急小口資金・総合支援資金に関するご質問は担当課長から答弁いたします。

まず、県の融資制度についてであります。県では金融機関及び長野県信用保証協会と協調し、長期・固定・低利の融資制度を設け、金融機関への資金の預託、県と市町村による保証料

の補助を通じて、中小企業が安定した経営を行えるよう中小企業融資制度を実施しております。

県の制度資金のうち、コロナ対応の資金である経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）の利用状況であります。令和2年度は、設備資金が3件で融資額が1,826万円、運転資金が28件で融資額が7億5,100万円であり、令和3年度は、設備資金が5件で融資額が8,808万円、運転資金が18件で融資額が2億6,592万円でありました。また、令和4年度につきましては、7月末時点において設備資金が6件、融資額が6,265万円、運転資金が7件で融資額が7,100万円となっております。

このほかにも、令和4年度は、経営健全化支援資金特別経営安定対策として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を対象とした融資についても利用があり、7月末時点において、運転資金が2件で融資額が3,500万円となっております。

また、令和4年度から新たに創設された経営健全化支援資金新型コロナ向け伴走支援型の7月末時点の利用状況は、設備資金が1件で融資額が3千万円、運転資金が1件で融資額が4,500万円となっております。

なお、令和2年度のみ申込みを受け付けた長野県新型コロナウイルス感染症対応資金につきましては、実行件数が338件で、融資額は50億7,900万円でありました。

次に、町の融資制度の状況であります。坂城町商工業振興条例に基づき、町内の各金融機関へ資金を預託し、融資あっせんを行うことで中小企業への円滑な資金供給を図り、保証料や利子の補給を通じて、中小企業が必要とする運転資金や設備資金の調達を支援しております。

町のコロナ対応の資金である坂城町経営安定特別資金（新型コロナウイルス対策）は、中小企業等の資金繰りを支えるため、令和2年4月に新設した融資制度であり、貸付限度額は運転資金500万円として、貸付利率を0.8%、貸付け後5年以内については金利負担ゼロ、保証料も全額補給するなど、事業者の負担をできる限り軽減する内容となっております。

その利用状況は、令和2年度が180件で融資額が6億7,790万円、令和3年度が52件で融資額が1億1,920万円、令和4年度は7月末時点において16件で融資額が2,085万円となっております。

県と町の制度資金を全体的に見ますと、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による運転資金の借入れが多くありましたが、令和3年度では、コロナ禍においても売上げ向上や新事業に向けた設備投資に対する融資のあっせん申込みが増えている状況であります。

続きまして、保証料補給の状況であります。保証料補給は、県と町の制度資金を利用いただいた際に、町が保証料の一部または全部を補助し、事業者の負担を軽減するものであります。

まず、県のコロナ対応の融資に対する保証料補給につきましては、令和2年度が31件で補給額は1,288万1千円、令和3年度が23件で補給額は634万9千円、令和4年度は7月末時点において15件で補給額は319万3千円となっております。

また、町のコロナ対応の融資に対する保証料補給につきましては、令和2年度が180件で補給額は1,840万8千円、令和3年度が52件で補給額は249万7千円、令和4年度は7月末時点において16件で補給額は46万円となっております。

県及び町のコロナ対応の融資に対する保証料補給は、融資の件数及び金額に伴うものでありますので、令和2年度は融資件数の伸びとともに保証料補給額も多くなりましたが、令和3年度以降は融資件数の減少とともに保証料補給額も減少している状況であります。

続きまして、返済状況についてお答えします。県の制度資金の返済状況につきましては把握できておりませんが、町のコロナ対応の制度資金につきましては、これまで248件、8億1,795万円の融資が実行されており、令和4年7月末時点における貸付残高は6億5,745万6千円となっております。

なお、令和4年8月1日時点において、返済を延滞されている件数は2件で、返済不足金額は9万8千円とお聞きしております。

新型コロナウイルス感染症は、7月に入り急激に再拡大し、町内においても、連日、新規感染者が確認されている状況であり、町内事業所の経営状況は回復傾向ではあるものの、依然として厳しい経営状況が続いている事業所も見受けられます。

コロナ禍や原材料及びエネルギーコストの高騰など、先行きが不透明な状況において、今後、借入金の返済が困難となる事業所も想定されますが、現在も商工農林課に新型コロナウイルスに関する相談窓口を設けておりますので、その際にご相談いただきたいと思います。

また、今後におきましても、町商工会や町内金融機関とも連携して、資金の借換えなど、その状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

ようやく回復の兆しが見えてきた企業活動等が足踏みせず、その後押しができるよう、引き続き企業が必要とする経営の安定や事業継続、コロナ対策、設備投資等に有効に利用していただける資金のあっせんに努め、町内事業所の振興を図ってまいりたいと考えております。

福祉健康課長（堀内君） 私からは、社協のコロナ特例の緊急小口資金・総合支援資金に関するご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、現在、第7波が猛威を振るい、地域経済への影響はもとより、住民生活にも大きく影響しており、さらに追い打ちをかけるように原油価格や物価の高騰も多大な影響を及ぼしているところであります。

こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける世帯を支援するため、町では低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を行い、ひとり親世帯以外の住民税均等割非課税の子育て世帯の児童1人当たり一律5万円を7月末に給付したところであります。

また、10月1日から利用が始まる「さかきのお店応援券事業」では、町内に登録のある事

業所で使用できる応援券を、町民1人当たり3千円分を配布し、新型コロナウイルス感染症や原油・物価高騰の影響を受ける家計の負担軽減を図り、町民の皆さんの暮らしを守る支援となるよう準備を進めているところであります。

福祉関係の資金につきましては、従前より低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とした生活福祉資金の貸付制度がございます。この貸付制度の中に、新型コロナウイルス感染症拡大に係る特例措置といたしまして、県の社会福祉協議会が実施主体となり、令和元年度より休業等により収入が減少し、一時的な生計維持のための貸付けを必要とする世帯に対して、20万円を上限として、各世帯1回貸付けが可能な緊急小口資金と、収入の減少や失業などで生活が困窮し、日常生活の維持が困難な世帯に対して、単身世帯は月15万円、2人以上の世帯は月20万円を上限に3か月間貸付け可能な総合支援資金を設けて、貸付けを行っているところであります。

貸付けを受けるための手順は、借入れを希望する方から町の社会福祉協議会へ相談、申請書類を提出いただき、町の社協を経由して県の社会福祉協議会へ送付し、申請書類の受理後、貸付けの審査、決定、貸付金の交付といった流れになっております。

ご質問のありました新型コロナウイルスに係る特例措置について、町の社会福祉協議会で相談を受け、受付をした件数と金額につきましては、貸付けが始まりました令和元年度は、総合支援資金の相談はなく、緊急小口資金が1件、貸付総額20万円、2年度は、総合支援資金が67件、3,597万円、緊急小口資金が45件、630万円、3年度は総合支援資金が20件、1,950万円、緊急小口資金が24件、350万円となり、合計で総合支援資金が87件、5,547万円、緊急小口資金が70件、1千万円となっております。

また、総合支援資金を借り受けた87件のうち、貸付期間の延長及び再貸付けを利用された件数につきましては、延長が30件、1,275万円、再貸付けが21件、1,060万円です。

県の社会福祉協議会では、この特例貸付金の決定をしたそれぞれの市町村ごとの内訳状況を公表しておりませんので、県内全域の状況になりますが、令和3年度の県内全域の総合支援資金は5,710件、28億7,311万8千円で、緊急小口資金は3,343件、5億3,719万3千円、合計の件数は9,053件、総額は34億1,031万1千円となっております。

また、総合支援資金のうち、貸付延長は795件、3億9,320万3千円、再貸付けは2,617件、13億2,593万3千円でありました。

続いて、返済困難者への対応についてであります。貸付機関であります県の社会福祉協議会におきましては、適切な債権管理を行うため、返済が滞る世帯に対して初期段階から体系的な償還指導を行っております。

滞納が続く世帯には、段階に応じた未償還・督促等の償還指導通知を送付し、6か月続いた場合には直接電話をかけるなどの対応をしております。また、長期にわたって滞納する方に対しては、町社協の相談員と連携をして、呼出しや滞納世帯への訪問を行うこととなっておりますが、現在のところ、そのような対応にまでは至っていないとお聞きしているところであります。

また、長引くコロナ禍の影響を踏まえ、特例貸付けの受付期間や据置期間の延長を行うとともに、国におきましては、償還免除制度を設け、要件を満たした場合などに償還の免除が行われたり、県におきましても、国の償還免除制度の対象にならない世帯等を対象に償還金の補給を行う制度を設けるなどの支援が行われております。

町の社会福祉協議会におきましては、通常的生活福祉資金のほかに、この特例貸付けの借入れや返済についての相談を実施しており、生活状況の確認や改善、償還方法や償還計画などの様々な相談・支援を行っております。

町といたしましても、引き続き、相談者の状況に応じ、町の社会福祉協議会をはじめ、生活就労支援センターまいさぼ信州長野や長野保健福祉事務所などの関係機関と連携した相談・支援に努めてまいりたいと考えております。

7番（玉川君） 丁寧なご説明いただきました。町の関係では、滞納2件というようなお話でした。業者さんは頑張っているんだなということで、これからも町の支援をよろしく願いしたいと思います。

社協については、条件によっては免除もあると。県のほうでも補助があるというようなお話でしたので、まずは悩む前に相談するというので、頑張ってもらいたいと思います。

次ですね。3として消費税とインボイス制度について。

まず、イとして消費税とインボイス制度の周知を。

消費税とインボイス制度についてどのような周知をしているか。消費税制の締めくくりとして、来年2023年10月1日からインボイス制度が開始されることになっています。既に適格請求書発行業者登録の受付も始まっており、開始と同時にインボイスを発行する場合は、来年の3月31日が受付の締切りとなっています。

私ごとですが、私は消費税の納税の免税業者です。取引先からはまだ登録についての確認は来ていません。こちらからその話をすると、ようやく向こうもああそうかというような形になります。私の場合は、もともと消費税は頂いていません。頂いていないというか、消費税を価格には入れていません。そのまま取引しても問題ないと思います。

しかし、同じような免税業者である仕事仲間、彼に聞いてみたら、税額分、消費税分の値引き、これを要求されたというようなお話があります。不当な値引きの相談窓口ということで封筒で来ますけれども、そんなことに応えていれば取引はそもそもうまくいなくなっちゃうと

ということで、力関係がありますので、相談できるという状況でもありません。

消費税についての正しい理解、仕事を出す側、もらう側、これがちゃんと理解するということが力の優劣による不当な圧力、これもなくす方法ではないかと思います。ですが、その理解が十分なのかということがいろいろな人に話を聞いていても疑問を持ちます。どのような周知を行政のほうでされているのかお聞きします。

次の質問です。ロとして、町はインボイス事業者登録をするのか。

インボイス制度開始で町は適格請求書の発行事業者になるのでしょうか。国税庁が来年のインボイス制度開始に伴って、一般会計、特別会計、公営企業会計1万5,431の会計について、全国の地方自治体のインボイス対応についての調査を6月20日付で通知したと新聞の報道がありました。その中で適格請求書発行事業者登録の必要を認めている会計は39%、不要と回答したのが37.4%、検討中が23.6%でした。

当町の会計について、一般会計と特別会計についてはどうなるのでしょうか。お聞きします。

収納対策推進幹（鳴海さん） 3. 消費税とインボイス制度について、イ. 消費税とインボイス制度の周知をについてお答えいたします。

初めに、消費税につきましては、消費税法が改正されたことに伴い、消費税の軽減税率制度が創設され、軽減税率8%及び軽減税率の対象品目が定められました。また、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うために、消費税の税率が引き上げられ、軽減税率制度の導入に係る施行日が令和元年10月1日とされたところでございます。

さらに、消費税の標準税率10%と軽減税率8%の複数税率を管理するため、税率ごとに区分した記帳、区分経理が必要とされ、令和5年10月1日からはインボイス制度が開始されることとなったところであります。

インボイス制度とは、消費税の適格請求書等保存方式のことで、取引内容や消費税額、消費税額などの記載要件を満たした請求書などを発行・保存しておく制度で、このインボイス、適格請求書の発行事業者となるためには、登録申請の手続が必要となります。

登録申請の方法といたしましては、e-Taxによる申請、または所轄の税務署に申請書を提出しますが、制度の開始に合わせて実施するためには、原則令和5年3月31日までに手続を行うこととされております。

このインボイスは、売手となる制度登録をした事業者が、買手である取引相手の消費税課税事業者に対して、正確な適用税率や消費税額を伝える手段として、一定事項が記載された請求書等を発行するものであり、買手は仕入税額控除の適用を受けるために、取引相手である売手の制度登録事業者から発行された適格請求書、いわゆるインボイスの保存等が必要となるものでございます。

このため、仕入先となる事業者が消費税の納税義務が免除されており、インボイスの登録事

業者となっていない場合は、適格請求書が発行されないため、仕入税額控除の適用が受けられず、買手である事業所の納付する消費税額が増えるといったケースも考えられるところがございます。

これまで、課税売上高が1千万円以下の事業者は消費税申告の義務がありませんでしたが、今回の制度導入後は、登録事業者になると、課税売上高が1千万円以下となった場合であっても消費税の申告が必要とされるため、事業者免税店制度の適用が受けられないことから、少額でも消費税の申告をしなければならないこととなります。

ご質問の消費税とインボイス制度の周知につきましては、国税庁において所管する業界団体を通じた広報のほか、消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センターの設置や、国税庁のホームページに特設サイトを設け、制度解説や説明会の案内、動画チャンネルなどによる制度の紹介を行っているところでございます。

また、この制度への登録事業者は法人だけでなく、個人の事業者も対象となることから、制度を広く周知するため、商工会では昨年11月にインボイス制度の講座を開催したところがあります。さらに、今年に入りましても、1月には税務署職員による制度説明会を開催したほか、7月には委託講師による講座を開催し、制度開始に向けた準備を進めているところであります。また、今後も事業者を対象とした講座の開催だけでなく、相談による個別対応なども併せて実施していく予定とされているところでございます。

町といたしましては、役場カウンター窓口等に啓発パンフレットを設置し、来庁者への案内を行うとともに、町県民税等の申告会場においてもポスターを掲示するなど、関係者の目に留まるよう周知に努めてきたところであり、今後も「広報さかき」や町のホームページ等を通して制度の案内を行うなど、町民の皆様にも広く周知してまいりたいと考えているところでございます。

総務課長（臼井君） 私からは、口の町はインボイス事業者の登録をするのかといったご質問にお答えをいたします。

町の会計区分につきましては、一般会計と特別会計に分かれております。一般会計は教育・福祉のサービスや道路・公園等の公共整備など広く町の基本的な行政サービスを行う会計で、特別会計につきましては、国民健康保険ですとか下水道事業など、特定の収入で特定の目的のために、一般会計と区別して事業を行う会計であります。

一般会計と特別会計では、それぞれ会計の設置目的や扱う内容が異なるため、消費税法上はそれぞれの会計ごとに一つの法人とみなして、消費税の対象・非対象が分かれております。インボイス制度におきましても、会計ごとにインボイスの事業所登録、適格請求書発行事業者の登録、こちらが必要となってまいります。

インボイス制度がスタートいたしますと、インボイス登録事業所は、対象となる取引ごとに

登録番号等必要事項を記載した適格請求書を交付することで、取引事業者は売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除することができるようになります。

しかし、現在、町が交付している請求書には、適格請求書に必須となる事業所の登録番号などが、まだ未登録でありますから記載されておらず、インボイス制度の要件を満たしていないため、取引先は仕入れに係る消費税額控除の対象に含まれなくなることで消費税の負担が増加するなど、事業所にとって不利益な状況が生じることも想定されるところであります。

こうした中で、町におきましては、一般会計と下水道事業特別会計につきまして、適格請求書の対象となり得る取引が見られるところであり、インボイスの事業者登録が必要となるものと考えているところであります。

一般会計では、インボイス制度の対象となり得る取引といたしまして、町が所有する施設の使用料ですとか、鉄の展示館等の入館料等の施設利用に関わるもののほか、広報誌への広告掲載料などが想定されるところであります。

また、下水道事業特別会計におきましては、下水道使用料が対象となり得る取引として想定されるところであり、その取引をした事業者が、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額の控除を行うためには、下水道使用料に係るインボイス制度に対応した適格請求書が必要となってまいります。

町では双方の会計につきまして、令和5年10月1日からのインボイス制度開始に先立ち、事業所の登録申請期限である令和5年3月31日までに、当町を所管する上田税務署へ事業者登録を行う予定としており、今後、上田税務署の指導等をいただく中で、具体的な登録申請手続を進めてまいりたいと考えているところであります。

7番（玉川君） ご説明いただきました。周知についてですが、これは手続についてが中心になっているのではないかと思います。まずはこの制度の理解というところでもって、重点に置いた周知も必要でないかというふうに思いますので、そういった周知、説明会等の開催をぜひお願いしたいと思います。

登録についてですが、取引先がインボイスの発行を必要とするということを十分考慮されて、発行事業者登録をするというお答えでした。大変ありがたいと思います。町の大切な仕事の一つとして、町内事業者の保護・育成があります。取引先になっている町内事業者の消費税負担についても、引き続き十分な配慮をお願いしていきたいと思います。

まとめとしてですが、消費税等インボイス制度について、少し免税事業者の側からお話をさせていただきます。お付き合いください。

まず、免税事業者とは何かと。インボイス制度の開始で免税事業者はどうか。消費税が3%で導入された頃は、自分の記憶ですが、福祉や社会保障のために使うんだということで、皆さん、国民の同意を取り付け始まったと理解しています。しかも、最初は免税店が3千万円、

後に1千万円以下の事業者となりましたが、この理由が経理の手間とかが大変だということで、1人でもって頑張っているんだけど、経理の手間がかかっちゃうということ、それとシステムとか、そういったものの負担も大きいだろうということで、免税業者という制度ができたというふうに理解しています。実際に財務省の説明でも、納税義務を課すと零細事業者は事務処理の手間や経費で事業に無理がかかるというふうに答えています。

こういった事業者を保護するために免税事業者制度というのは現在も実施されており、国が認めている権利です。

しかし、インボイス制度は免税事業者の取引先にとって、先ほどもお答えがありましたけれども、仕入税額控除ができないため、免税事業者との取引が停止されたり、値引きの強要のおそれもあるなどで、事業の継続自体を危うくしてしまう可能性があります。

さらに、消費税の滞納率、これの高さも問題です。2019年度の国税の新規発生滞納額を見ると、実に58%が消費税でした。売上げに課税されるので、たとえ利益が出ない赤字でも納税しなければならない、これが消費税です。

これからインボイス登録をする免税事業者は、もともと課税売上げが1千万円以下、経費を引けば生活にぎりぎりの利益しか手元に残りません。さらに滞納を増やし、廃業を推し進めるだけではないでしょうか。このように、一方では免税を認めておきながら、免税のままでは経営が成り立たなくなってしまうおそれのある消費税とインボイス制度は、このことだけを見ても大きな矛盾を抱えていると思います。

次に、消費税についての多くの皆さんの理解について。これはぜひ再確認をしていただきたいと思うことについて、時間の制約もありますので、二つお話をします。

1として、インボイス制度の導入理由の一つとして挙げられている消費税は、お客さんからの預り金であり、免税業者は預かった消費税を利益、益税としてポッケに入れていたというような話、それを解消するため。もう一つは社会保障のために使うということについてです。

まず、預り金、益税については、これを問題として税制の不備、これを指摘して、免税事業者や簡易課税で税金をピンはねしている事業者がいる。自分の払った消費税が税務署や国に入っていない。恣意的な徴税を禁止している憲法第84条違反、憲法第29条の財産権を侵害する欠陥税制であり違法である、損害賠償をしろという裁判が消費税が導入された1989年に東京と大阪で起こされて、1990年3月26日の東京地裁、11月26日の大阪地裁で判決がありました。

判決文では、消費者は消費税の実質的な負担者ではあるけれども、消費税の納税の義務者であるとは到底言えない。消費税の徴収義務者が事業者であるとは解されない。したがって、消費者が事業者に対して支払う消費税分は、あくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を消

費者との関係で負うものではないという、ちょっと複雑なんです、こういった判決文が出ました。

つまり、消費者は納税義務者ではない、事業者が徴収義務者とも言えない。そういうことだと、事業者がお客さん、消費者から消費税を預かるということ自体がないんだと。消費者が支払う消費税分、消費税額じゃなくて消費税分は、業者が設定している価格の一部であるという判決、これが確定をしているんです。

しかし、この判決を無視して、その後も国税庁はサラリーマンや消費者と事業者を対立させるような、あたかも消費者が納税者であるかのような宣伝をしました。ポスターを何枚も作っているんですが、そのために、もう皆さんには刷り込まれているんじゃないかと。30年以上たっても、いまだに益税というそういった言葉がまだ使われているように思います。

次に、消費税の使い道です。5から8、10と税率が上がっているのに、福祉の社会保障、これは充実してきているでしょうか。消費税の導入目的として説明された福祉・社会保障の充実のため、これに消費税が使われているのか。そういった問題です。

国の歳入・支出の説明を見れば、一般財源であることは明らかです。福祉目的税ではないということです。財務省、厚労省の資料で社会保障費の増加額と消費税の税収を比較してみますと、導入前と導入直後の税収は、3.3兆円が消費税であったのに社会保障費の増加は0.3兆円。3%から5%になったときでは、3.2兆円税額が増収しましたが、ここでもやはり0.2兆円しか増額していない。5から8に行った場合でも、5.2兆円増えたんですが、1.4兆円しか増額していない。つまり、消費税率を上げて、増加した消費税の税収の一部しか社会保障には使われていないということです。年々増えている社会保障費、これは社会保険料や年金保険料、介護保険料が主な財源となっている。国民が負担しているという、そういうことです。

それでは、消費税はどこに使われているのか。今年の夏の国政選挙でも、そしてその後の国会の論戦でも、消費税での税収額と同時に減税された法人税額がほぼ同じ。つまり、法人税の減額のために消費税が穴埋めとして使われているのではないかと追及されています。

「しんぶん赤旗」の6月には、1989年の消費税導入以来の34年間で、国と地方を合わせた消費税が476兆円に対して、国と地方を合わせた法人税は324兆円、所得税、住民税も289兆円、これだけ減っていると。消費税収入が法人税や所得税、住民税の穴埋めに使われたのは明白だと伝えています。

しかし、消費税問題を追及する意見への支持は数多く占めることなく、このままインボイス制度は予定どおり開始されるのかもしれませんが。インボイスで消費税納税義務の負担で、身近な工務店や地元の商店が廃業して不便になったり、今まで消費税分を価格に乗せていなかったような免税事業者が課税事業者になるということで、価格に乗せて結果的に物価が上昇とい

う形で、私たちの日常生活に少なくない影響をもたらす可能性のあるこの税制の本当の姿を皆さんにも再確認していただきたいこと。また、まだまだインボイス制度は止められます。そして、消費税の減税が景気回復のための特効薬であるということをお話しさせていただきました。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

議長（小宮山君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は午前9時から会議を開き、一般質問及び一般会計決算案の総括質疑、各特別会計決算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

（散会 午後 2時27分）